

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、「みんなが助け合い支え合う地域づくり」を基本目標とする「第一次山口市障害者基本計画」(計画期間:平成18年度(2006年度)から平成23年度(2011年度))を、合併後の新山口市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため策定しました。その後、施策の見直し等にもなって、平成24年(2012年)3月、「ともに支えあい健やかな暮らしのできるまちづくり」を基本目標とする、「第二次山口市障害者基本計画」(計画期間:平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度))を策定し、本市における様々な課題や市民ニーズに対応するため、施策の一層の推進に取り組んできたところです。

一方、国においては、平成18年(2006年)12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)の批准に向けて、平成21年(2009年)12月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が設置され、集中的に障がい者に関する制度改革を進めていくこととされました。これを受け、平成23年(2011年)8月の「障害者基本法」の改正、平成24年(2012年)6月の「障害者総合支援法」の成立、平成25年(2013年)6月の「障害者差別解消法」の成立と「障害者雇用促進法」の改正等、様々な制度改革が行われました。これら国内法の一定の整備がなされたことから、平成26年(2014年)1月に障害者権利条約を批准しました。

このように、障がい者福祉施策は、大きな転換期を迎えていることから、現計画との整合性を図りつつ、改正後の障害者基本法の理念や、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などを踏まえ、本市の新たな障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第三次山口市障害者計画」を策定するものです。

なお、計画の名称については、障がいのある人もない人も共に、未来が輝き、きらめくようという思いを込めて、「山口市障がい者きらめきプラン」とするものです。

## 2 法令改正等の動き

### (1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成19年(2007年)に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成26年(2014年)1月にこの条約を批准しました。この条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方(障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方)や、「合理的配慮」(障がい者が困ることをなくしていくために、周りの人や社会などがなすべき無理のない配慮)の概念等が、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定において取り入れられました。

### (2) 障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律です。平成23年(2011年)に行われた改正では、すべての人が人権を享有しているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が規定されました。

### (3) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成25年(2013年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正施行され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成28年(2016年)の同法改正により、平成30年(2018年)4月から、地域生活の新たな支援として「自立生活援助」や「就労定着支援」等の追加が定められました。

### (4) 児童福祉法の改正

平成22年(2010年)の児童福祉法の改正により、それまで「障害者自立支援法」と「児童福祉法」に分かれていた障がい児を対象とした施設・事業が、「児童福祉法」に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援等が創設されました。

また、平成28年(2016年)の同法改正により、平成30年(2018年)4月からの、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するための「市町村障害児福祉計画」策定の義務付け、障害児支援のニーズ多様化への対応として「居宅訪問型児童発達支援」の追加等が定められました。

#### **(5) 発達障害者支援法の改正**

平成28年(2016年)5月に「発達障害者支援法」が改正されました。この改正では、単に個々の支援の規定を見直すだけでなく、法施行後約10年間に発展してきた共生社会の実現に関する理念を踏まえ、法律全般にわたる改正が行われ、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援及び身近な地域における支援体制の構築等について定められました。

#### **(6) 障害者差別解消法の施行**

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行されました。

これは、障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障害を理由とする差別的取り扱いの禁止」「障害のある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが定められました。

#### **(7) 障害者虐待防止法の施行**

深刻化している家庭や施設での障がい者に対する虐待を防ぐため、平成24年(2012年)10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行され、家庭や施設などで障がい者に対する虐待を発見した人に、自治体への通報が義務付けられました。

また、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、養護者の同意がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めることや、虐待に関する相談窓口設置の自治体への義務付けが定められました。

#### **(8) 成年後見制度利用促進法の施行**

平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行されました。

地域住民の成年後見制度の利用状況、利用動機、問題点を踏まえた、制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが定められました。

#### **(9) 障害者雇用促進法の改正**

平成25年(2013年)に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成28年度(2016年度)からの雇用分野における障がい者への差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められ、また、平成30年度(2018年度)から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが定められました。

#### **(10) 障害者優先調達推進法の施行**

平成25年(2013年)4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)が施行され、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

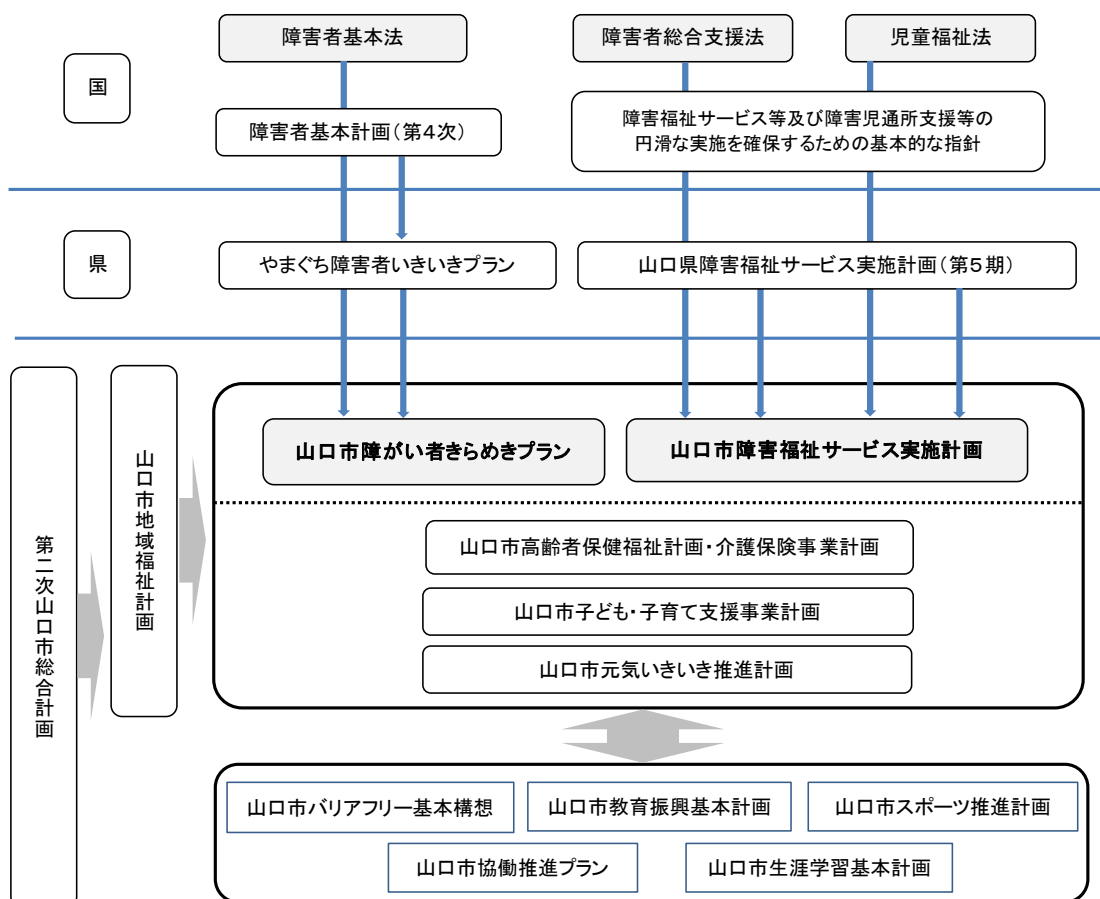
また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるにあたって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」として策定するもので、国の「障害者基本計画（第4次）」、山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」及び本市の「第二次山口市総合計画」を上位計画とし、「山口市地域福祉計画」など他の関連計画との整合性を図りながら、本市が取り組むべき障がい者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画として別に定める「障害福祉サービス実施計画」は、本計画の障がい福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置付けています。

■計画の位置付けと関連計画



## 4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病患者その他心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

### 「障害」の表記

この計画における「障害」の表記については、市で定める指針「「障害」を「障がい」と表記することについて」に基づき、「障害」という言葉が、人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記します。それ以外の国の法令、地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、法人名、団体等の固有名詞等については、そのまま「障害」と表記します。

また、文中の「障がい者」の表記については、障がい児を含めたこの計画の対象者全てを表しています。対象が障がい児のみのときは、「障がい児」と表記しています。

## 5 計画の期間

本計画の期間は、山口市総合計画との整合性を図るため、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、関連する計画等との整合や社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

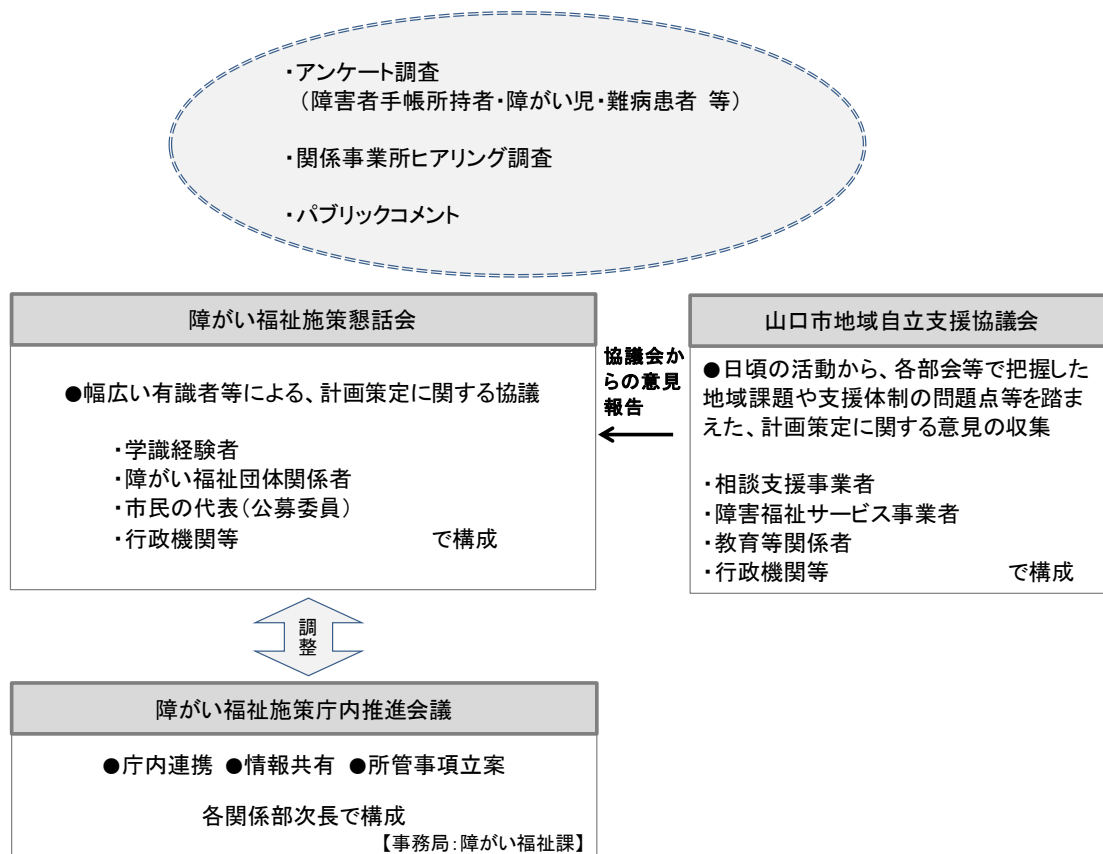
|     |                       | H24<br>(2012)               | H25<br>(2013)                 | H26<br>(2014) | H27<br>(2015)                    | H28<br>(2016) | H29<br>(2017) | H30<br>(2018)                     | H31<br>(2019)                    | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) |  |
|-----|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------|----------------------------------|---------------|---------------|-----------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 国   | 障害者基本計画               |                             | 障害者基本計画(第3次)                  |               |                                  |               |               |                                   | 障害者基本計画(第4次)                     |               |               |               |  |
|     | 障害福祉計画に係る基本指針         | 第3期                         |                               |               |                                  | 第4期           |               |                                   | 第5期                              |               |               |               |  |
| 県   | やまぐち障害者いきいきプラン        |                             | やまぐち障害者いきいきプラン<br>(2013～2017) |               |                                  |               |               |                                   | やまぐち障害者いきいきプラン(仮)<br>(2018～2022) |               |               |               |  |
| 山口市 | 総合計画                  | 第一次総合計画                     |                               |               |                                  |               |               | 第二次総合計画(仮)                        |                                  |               |               |               |  |
|     | 地域福祉計画                |                             |                               |               | 地域福祉計画<br>(平成26年度～平成29年度)        |               |               | 地域福祉計画(仮)<br>(平成30年度～平成34年度)      |                                  |               |               |               |  |
|     | 障害者計画                 | 第二次障害者基本計画                  |                               |               |                                  |               |               | 障がい者きらめきプラン(名称変更)<br>(第三次障害者計画)   |                                  |               |               |               |  |
|     | 障害福祉サービス実施計画          | 第二次障害福祉計画<br>(第1期)          |                               |               | 第二次障害福祉計画<br>(第2期)               |               |               | 障害福祉サービス<br>実施計画                  |                                  |               |               |               |  |
|     | 高齢者保健福祉計画<br>介護保険事業計画 | 第六次高齢者保健福祉計画<br>第五次介護保険事業計画 |                               |               | 第七次高齢者保健福祉計画<br>第六次介護保険事業計画      |               |               | 第八次高齢者保健福祉計画(仮)<br>第七次介護保険事業計画(仮) |                                  |               |               |               |  |
|     | 子ども・子育て支援事業計画         | 次世代育成支援行動計画                 |                               |               | 子ども・子育て支援事業計画<br>(平成27年度～平成31年度) |               |               |                                   |                                  |               |               |               |  |
|     |                       |                             | 保育計画                          |               |                                  |               |               |                                   |                                  |               |               |               |  |
|     | 元氣いきいき推進計画            | 健康づくり計画                     |                               |               | 元氣いきいき推進計画<br>(平成27年度～平成34年度)    |               |               |                                   |                                  |               |               |               |  |
|     |                       | 食育推進計画                      |                               |               |                                  |               |               |                                   |                                  |               |               |               |  |
|     | 教育振興基本計画              |                             |                               |               | 教育振興基本計画<br>(平成26年度～平成29年度)      |               |               |                                   | 教育振興基本計画(仮)<br>(平成30年度～平成34年度)   |               |               |               |  |
|     | バリアフリー基本構想            | バリアフリー基本構想<br>(平成28年度改訂)    |                               |               |                                  |               |               |                                   |                                  |               |               |               |  |

## 6 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい福祉団体関係者、公募によって選ばれた市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」を設置し、関係者や市民からの意見の集約を図るとともに、「山口市地域自立支援協議会」の意見も踏まえながら策定しました。

また、生活実態や支援ニーズ把握のためのアンケート調査、関係事業所ヒアリング調査及びパブリックコメントを行い、障がい当事者や市民等の意見を計画に反映させました。

《計画策定体制図》



■障がい者等対象 アンケート調査

|            | 障害者手帳<br>所持者対象調査                                    | 難病患者対象調査                                         | 障がい児等対象調査                                             |                                                                |                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 調査対象       | 平成29年2月1日時点<br>の身体障害者手帳・療<br>育手帳・精神障害者保<br>健福祉手帳所持者 | 平成29年9月1日時点<br>の18歳以上65歳未満<br>の特定医療(指定難病)<br>受給者 | 平成29年8月1日時点<br>の障害児通所支援利用<br>者の保護者                    | 平成29年8月1日時点<br>の18歳未満の身体障<br>害者手帳・療育手帳・精<br>神保健福祉手帳所持者<br>の保護者 | 各総合支援学校及び特<br>別支援学級在籍児童生<br>徒の保護者、各通級指<br>導教室通級児童生徒の<br>保護者 |
| 目的         | ・策定に係る基礎資料                                          | ・生活実態、受療状況の把握                                    | ・相談支援体制検討のための基礎資料<br>・療育以外のサービス等利用状況<br>・本市に望む施策の把握 等 |                                                                |                                                             |
| 関連基本<br>施策 | 全般                                                  | 基本施策1-2 生活支援体<br>制の充実<br>基本施策3-1 支えあう市<br>民意識の醸成 | 基本施策1-3 障がい児支援の充実                                     |                                                                |                                                             |
| 配布数        | 2,000人                                              | 300人                                             | 673人(重複者294人除く)<br>474人 493人                          |                                                                | 1,003人                                                      |
| 抽出方法       | 無作為抽出                                               | 無作為抽出                                            | 全対象者                                                  |                                                                |                                                             |
| 調査方法       | 郵送配布・郵送回収                                           | 郵送配布・郵送回収                                        | 郵送配布・郵送回収                                             |                                                                | 各学校にて配布<br>郵送回収                                             |
| 回収数        | 1,158人                                              | 148人                                             | 668人                                                  |                                                                |                                                             |
| 回収率        | 57.9%                                               | 49.3%                                            | 668/1,471(1,676-重複した調査票205)=45.4%                     |                                                                |                                                             |
| 調査期間       | 平成29年2月から3月                                         | 平成29年9月                                          | 平成29年9月                                               |                                                                |                                                             |

■各関係事業所対象調査

|            | 障害児通所支援<br>事業所調査                                   | 相談支援事業所<br>グループヒアリング                    |
|------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 調査対象       | 山口市内の全障害児通所支援事業所                                   | 山口市内の全指定特定(障害児)相談支援事業所                  |
| 目的         | ・医療的ケア児の受入可否<br>・職員確保の状況<br>・受入障害種別や年齢の偏在がないか<br>等 | ・相談支援体制充実のための基礎資料                       |
| 関連基本施<br>策 | 基本施策1-3 障がい児支援の充実                                  | 基本施策1-1 総合的な相談支援の推進<br>基本施策3-5 人材の確保・育成 |
| 配布数        | 22か所                                               | 11事業所                                   |
| 抽出方法       | -                                                  | -                                       |
| 調査方法       | メール送付・回収                                           | 事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施                   |
| 回収数        | 18か所                                               | —                                       |
| 回収率        | 81.8%                                              | —                                       |
| 調査期間       | 平成29年7月31日<br>～8月18日                               | 平成29年9月26日                              |

# 第2章 障がい者の現状

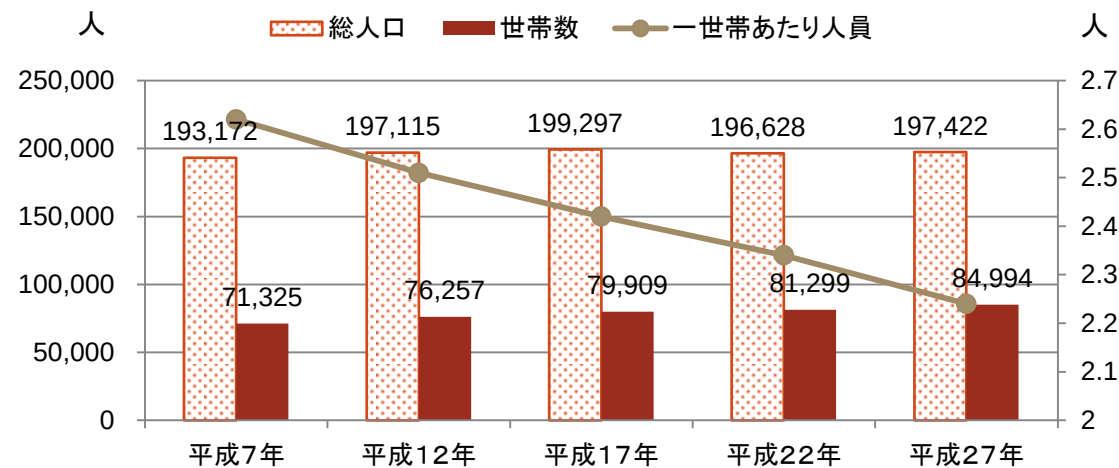
## 1 人口・世帯数の状況

### 1 人口の推移

平成27年(2015年)国勢調査による、平成27年(2015年)10月1日現在の本市の総人口は、197,422人で、平成22年(2010年)国勢調査(以下「前回調査」)の人口に比べ794人(0.4%)増加しています。

また、世帯の状況を見ると、世帯数は84,994世帯で、前回調査に比べ3,695世帯、4.5%増加しています。一世帯あたり人員は2.24人と前回調査に比べ0.1人減少し、ひとり暮らし世帯は14.3%増加しており、世帯規模の縮小が進行しています。

総人口・世帯数・一世帯あたり人員の推移



■総人口と世帯

| 単位           | 平成7年(1995年) |      | 平成12年(2000年) |      | 平成17年(2005年) |      | 平成22年(2010年) |      | 平成27年(2015年) |      |
|--------------|-------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
|              | 実数          | 割合%  | 実数           | 割合%  | 実数           | 割合%  | 実数           | 割合%  | 実数           | 割合%  |
| 総人口(人)       | 193,172     |      | 197,115      |      | 199,297      |      | 196,628      |      | 197,422      |      |
| 世帯数(世帯)      | 71,325      |      | 76,257       |      | 79,909       |      | 81,299       |      | 84,994       |      |
| 一世帯あたり人員(人)  | 2.62        |      | 2.51         |      | 2.42         |      | 2.34         |      | 2.24         |      |
| ひとり暮らし世帯(世帯) | 21,108      | 29.6 | 24,395       | 32.0 | 26,568       | 33.2 | 27,411       | 33.8 | 31,325       | 37.0 |

国勢調査 10月1日現在

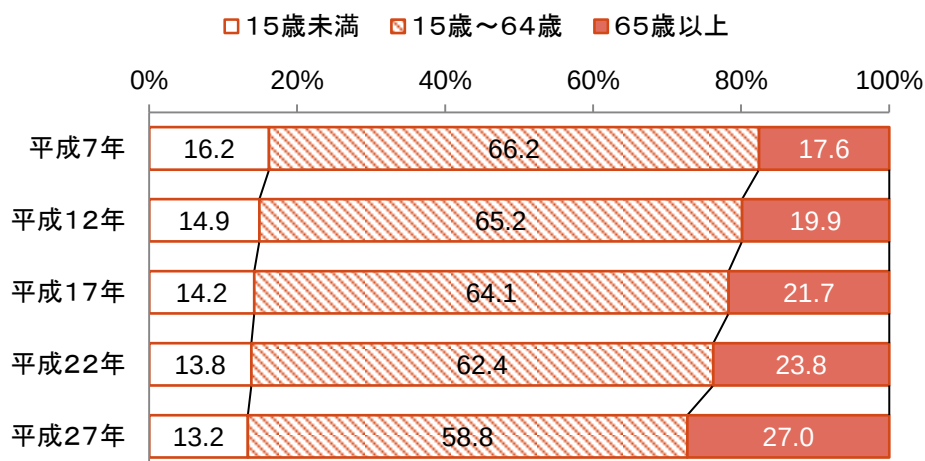
## 2 年齢別人口割合

人口を年齢別に見ると、15歳未満人口(年少人口)は26,118人(総人口の13.2%)、15歳～64歳人口(生産年齢人口)は116,106人(同58.8%)、65歳以上人口(老年人口)は、53,325人(同27.0%)となっています。

前回調査に比べると、年少人口は0.6ポイント、生産年齢人口は3.6ポイント低下し、いずれも昭和35年調査以降で最も低い数値になっています。一方で老年人口は3.2ポイント上昇しており、同調査以降で最も高い数値となっています。

64歳未満人口が減少する中、65歳以上人口は上昇を続けており、少子高齢化が進行しています。

年齢別人口構成



■人口構成

単位: 人

|         | 平成7年(1995年) |      | 平成12年(2000年) |      | 平成17年(2005年) |      | 平成22年(2010年) |      | 平成27年(2015年) |      |
|---------|-------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
|         | 実数          | 割合%  | 実数           | 割合%  | 実数           | 割合%  | 実数           | 割合%  | 実数           | 割合%  |
| 総人口(*1) | 193,172     |      | 197,115      |      | 199,297      |      | 196,628      |      | 197,422      |      |
| 15歳未満   | 31,373      | 16.2 | 29,459       | 14.9 | 28,221       | 14.2 | 27,045       | 13.8 | 26,118       | 13.2 |
| 15歳～64歳 | 127,841     | 66.2 | 128,437      | 65.2 | 127,766      | 64.1 | 122,614      | 62.4 | 116,106      | 58.8 |
| 65歳以上   | 33,930      | 17.6 | 39,210       | 19.9 | 43,297       | 21.7 | 46,709       | 23.8 | 53,325       | 27.0 |

(\*1)年齢不詳を含む

国勢調査 10月1日現在

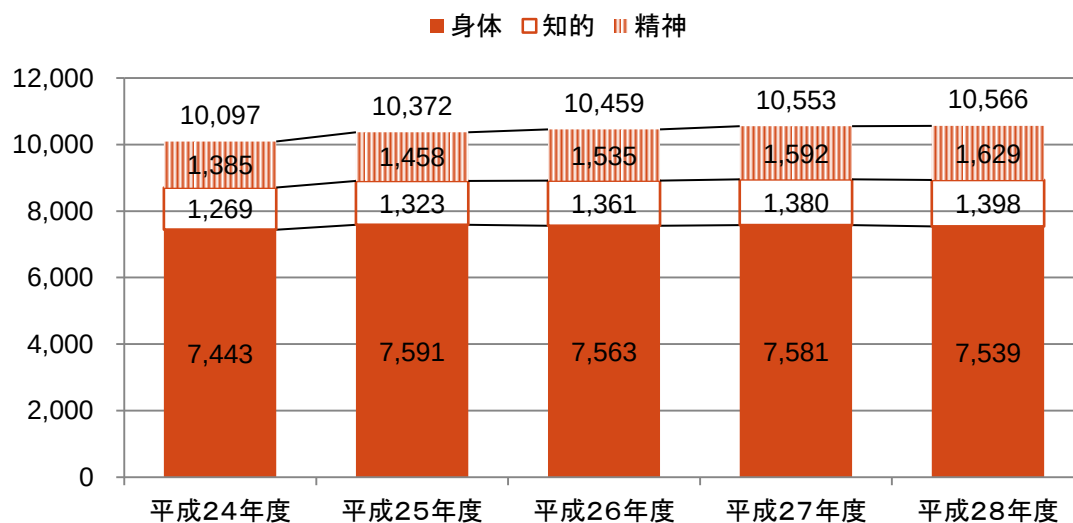
## 2 障がい者の状況

### 1 障害者手帳の交付状況

本市における障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成29年(2017年)3月31日現在、複数の障害者手帳所持者をそれぞれ1人と数えた場合の障害者手帳所持者数は10,566人で、住民基本台帳による総人口の約5.5%にあたります。平成24年度末(2012年度末)の所持者数と比較すると、504人、5.0%の増加となっています。

手帳の種類別でみると、この5年間で身体障害者手帳の所持者数は1.3%の増、療育手帳の所持者数は10.2%の増、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は17.6%の増と、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が伸びています。

手帳所持者の推移

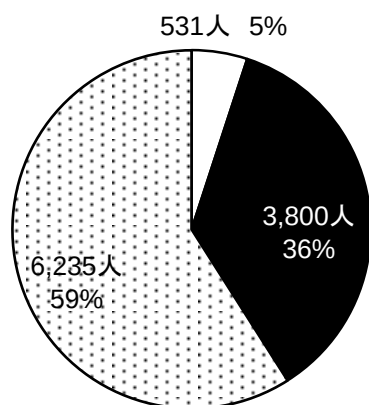


障がい福祉課 3月31日現在

平成29年3月31日時点の障害者手帳所持者の年齢別の構成は、全体でみると65歳以上が半数を超え、身体障害者手帳所持者では7割を超えていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では、18歳～64歳が6割を超えています。

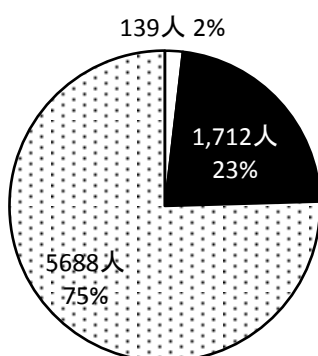
年齢別構成(全種別合計 H29.3.31 現在)

□18歳未満 ■18歳～64歳 ▨65歳以上

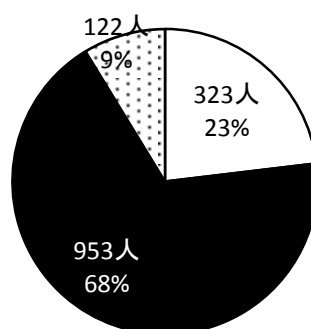


年齢別構成(手帳種別 H29.3.31 現在)

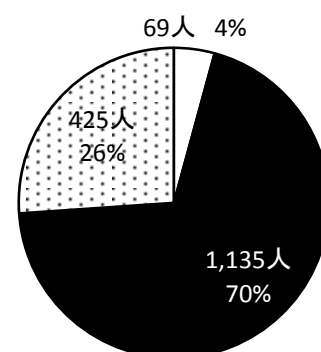
身体障害者手帳



療育手帳



精神手帳



■障害者手帳所持者の年齢階層別構成

単位: 人

|         | 身体障害者手帳 | 療育手帳  | 精神障害者保健福祉手帳 | 合計     |
|---------|---------|-------|-------------|--------|
| 18歳未満   | 139     | 323   | 69          | 531    |
| 18歳～64歳 | 1,712   | 953   | 1,135       | 3,800  |
| 65歳以上   | 5,688   | 122   | 425         | 6,235  |
| 合計      | 7,539   | 1,398 | 1,629       | 10,566 |

障がい福祉課 平成29年3月31日現在

## 2 発達障がい者の状況

発達障害者支援法では、発達障がいを「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義しています。

発達障がいのある人の全数把握は困難な状況ですが、厚生労働省の資料(平成29年(2017年)2月 発達障害者支援関係報告会)によると、「診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数」は、平成17年度(2005年度)が5.3万人、平成26年度(2014年度)が19.5万人と、約3.7倍に増えています。また、平成24年(2012年)に文部科学省が全国の公立小中学校を対象に実施した、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合を6.5%と推計しています。

また、山口県発達障害者支援センターにおける、平成28年度(2016年度)の市町村別実相談件数は、本市が142人で、合計実相談件数455人の約31%を占めています。

なお、本市の18歳未満の児童を対象とする、障害児通所支援等の支給決定者に占める発達障がい児(疑いのある者を含む)の割合は、平成28年度(2016年度)は16.7%でしたが、平成29年度(2017年度)は27.4%で、10.7ポイントの増となりました。

■障害児通所支援等支給決定者における発達障がい児等の状況

単位:人

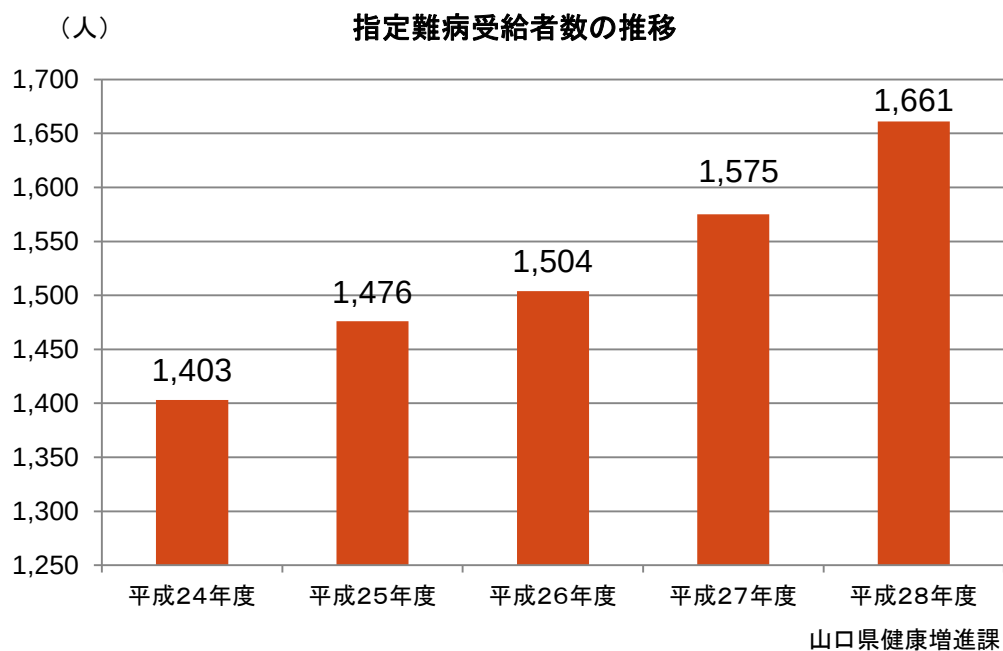
|                   | 平成28年4月1日現在 | 平成29年4月1日現在 | 増加人数 | 増加率    |
|-------------------|-------------|-------------|------|--------|
| 支給決定総数            | 485         | 544         | 59   | 12.2%  |
| 発達障がい児数(①)        | 42          | 71          | 29   | 69.0%  |
| 発達障がいの疑いのある児童数(②) | 39          | 78          | 39   | 100.0% |
| ①②合計(③)           | 81          | 149         | 68   | 84.0%  |
| 支給決定総数に占める③の割合    | 16.7%       | 27.4%       |      |        |
|                   |             |             |      |        |

\* 発達障がい児またはその疑いのある児童＝その診断を受けた児童

障がい福祉課

### 3 難病患者の状況

本市の指定難病の受給者の年次推移をみると、平成27年度(2015年度)に対象疾患が拡大された影響により、平成24年度(2012年度)から28年度(2016年度)で約1.2倍と増加しています。なお、平成29年(2017年)4月から障害者総合支援法の対象疾病は358疾患となっています。



※指定難病対象疾病の指定について

平成27年(2015年)1月:110疾病、平成27年(2015年)7月:306疾病

平成29年(2017年)4月:330疾患と増加している。

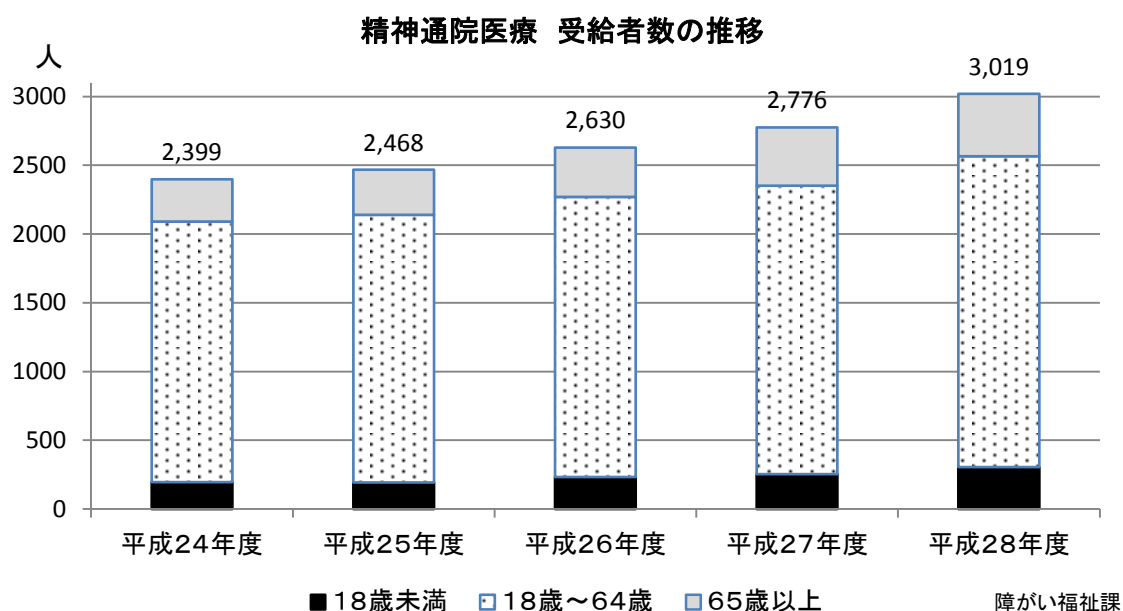
## 4 自立支援医療の状況

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障がいの種別や年齢に応じて、精神通院医療・更生医療・育成医療があります。

### (1) 精神通院医療の状況

精神通院医療の受給者は平成24年度(2012年度)以降、増加を続けており、この5年間で620人、25.8%の増となっており、特に18歳未満では、109人、55.6%の増となっています。

平成29年(2017年)3月31日現在の年齢別構成比は、18歳～64歳が75%と最も多く、次いで65歳以上が15%、18歳未満が10%となっています。



### (2) 更生医療・育成医療の状況

更生医療の受給者は平成27年度(2015年度)は減少し、平成28年度(2016年度)は再度増加しました。育成医療は、平成26年度(2014年度)は減少し、平成27年度(2015年度)以降は増加しています。

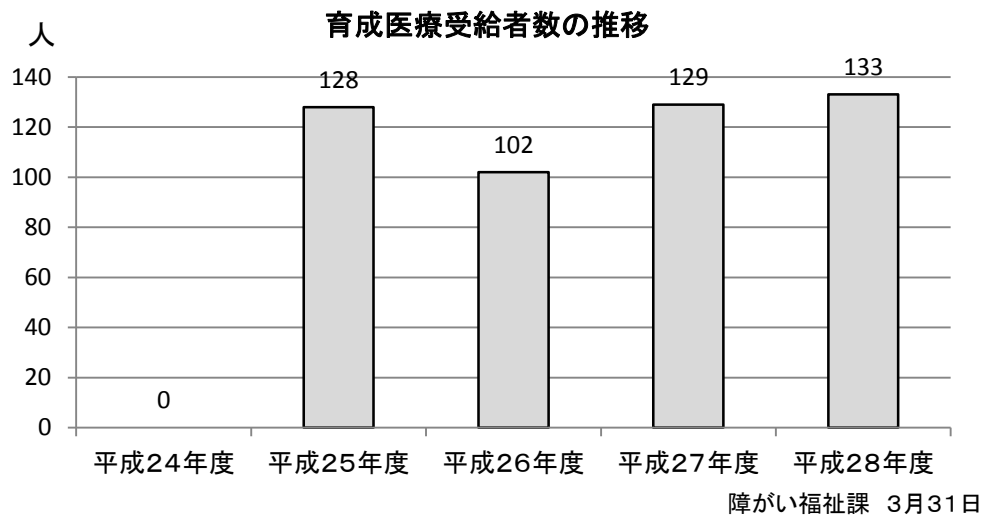
更生医療の、平成29年(2017年)3月31日現在の種別構成比は、透析が69%と最も多く、次いで心臓が21%、肢体が9%となっています。

■更生医療種別別推移

単位:人

|     | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 透析  | 469                | 508                | 590                | 569                | 551                |
| 肢体  | 87                 | 78                 | 42                 | 52                 | 68                 |
| 心臓  | 141                | 140                | 160                | 156                | 169                |
| その他 | 10                 | 4                  | 9                  | 16                 | 12                 |
| 合計  | 707                | 730                | 801                | 793                | 800                |

障がい福祉課 3月31日現在

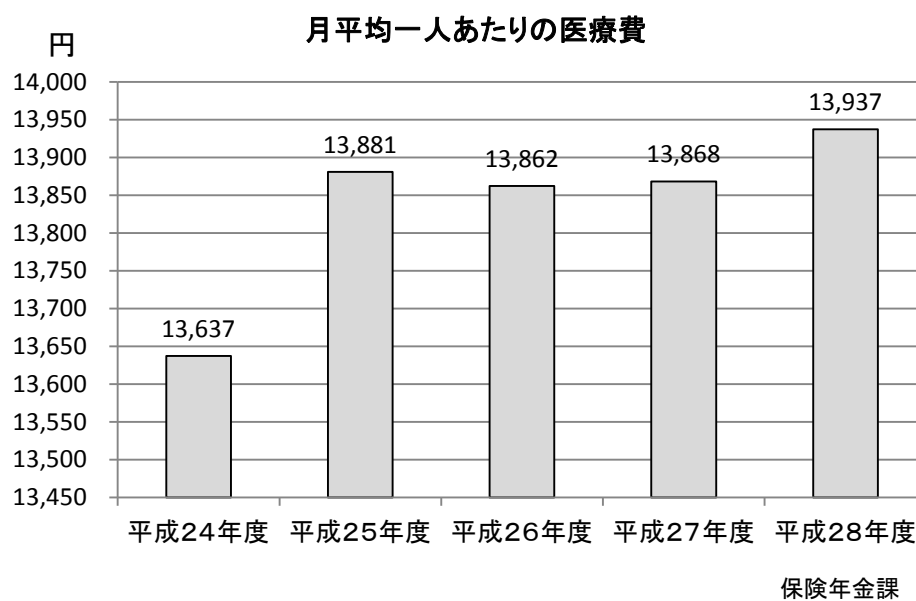
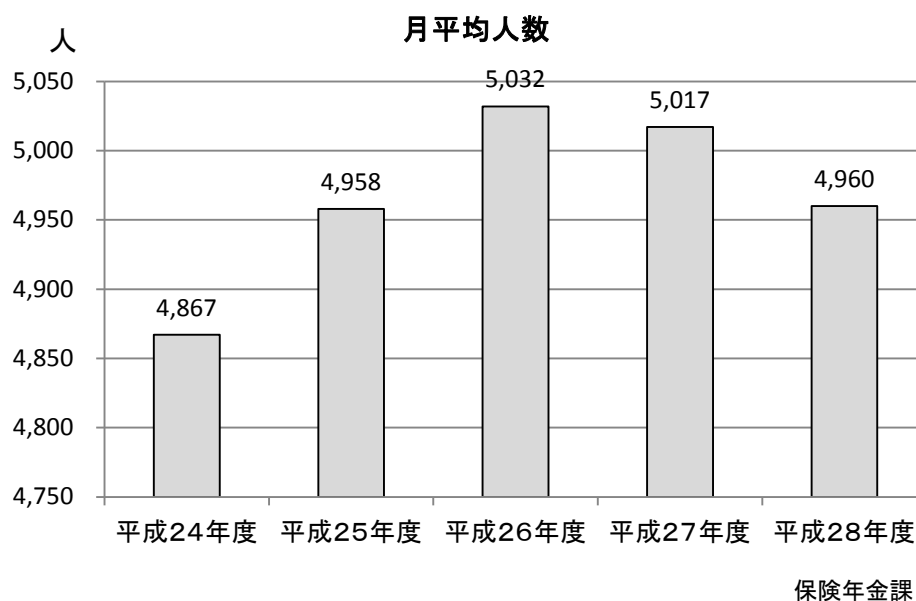


\* 育成医療は、平成25年度(2013年度)に県から市へ事務委譲されました。

## 5 重度心身障害者医療費助成制度の状況

重度心身障害者医療費助成制度とは、重度障がい者の医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

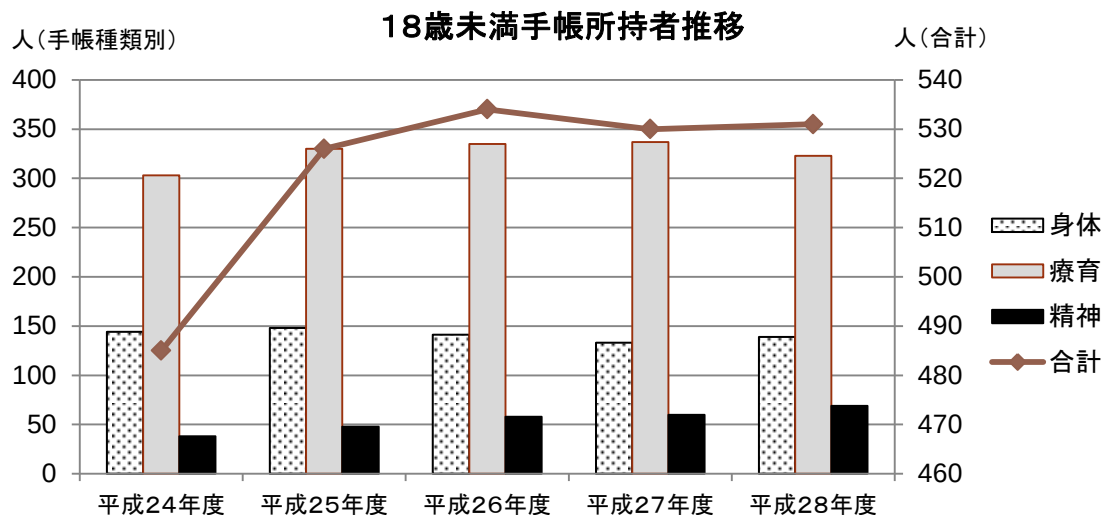
1か月の平均利用人数は減少していますが、月一人あたりの医療費は増加しています。



### 3 障がい児の状況

#### 1 障害者手帳(18歳未満)の交付状況

18歳未満の障害者手帳所持者数は、平成25年度(2013年度)以降は微増となっています。



■18歳未満 手帳所持者数の推移

単位: 人

|    | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 身体 | 144                | 148                | 141                | 133                | 139                |
| 療育 | 303                | 330                | 335                | 337                | 323                |
| 精神 | 38                 | 48                 | 58                 | 60                 | 69                 |
| 合計 | 485                | 526                | 534                | 530                | 531                |

障がい福祉課 3月31日現在

#### 2 保育所・幼稚園等の状況

本市においては、すべての保育所・幼稚園等において、障がいの有無にかかわらず、園児の受け入れを行っています。受け入れ状況は、以下のとおりです。

■保育所の状況

単位: か所・人

|             | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 保育所か所数      | 33                 | 35                 | 36                 | 37                 | 40                 |
| 在籍園児数       | 2,718              | 2,793              | 2,905              | 2,997              | 3,131              |
| ①手帳所持園児     |                    |                    |                    |                    |                    |
| ②診断を受けた園児   | 104                | 133                | 158                | 174                | 174                |
| ③特に配慮が必要な園児 |                    |                    |                    |                    |                    |
| 上記園児在籍か所数   | 21                 | 25                 | 24                 | 28                 | 26                 |

こども家庭課 4月1日現在

■幼稚園等の状況

単位：か所・人

|                                                                  | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) |
|------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 幼稚園等か所数                                                          | 23                 | 23                 | 23                 | 23                 | 23                 |
| 在籍園児数                                                            | 2,519              | 2,428              | 2,457              | 2,488              | 2,458              |
| ①手帳所持園児<br>②診断を受けた園児<br>③特に配慮が必要な園児<br>④私立幼稚園等特別支援教育費補助金<br>対象園児 | 64                 | 64                 | 85                 | 85                 | 97                 |
| 上記園児在籍か所数                                                        | 19                 | 15                 | 17                 | 17                 | 22                 |

\* 私立幼稚園については調査の回答を得た園についてのみ

山口市教育委員会・障がい福祉課

\* 山口市立幼稚園については①②③の園児数、私立幼稚園については④の園児数

■放課後児童クラブの状況

単位：か所・人

|                    | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 放課後児童クラブか所数        | 39                 | 41                 | 42                 | 44                 | 45                 |
| 在籍児童数              | 1,416              | 1,437              | 1,560              | 1,725              | 1,860              |
| 障がいのある<br>児童等の数    | 61                 | 70                 | 76                 | 83                 | 94                 |
| 障がいのある児童等在<br>籍か所数 | 24                 | 31                 | 30                 | 30                 | 33                 |

\* 障がいのある児童等＝手帳所持児童・診断を受けた児童・特に配慮が必要な児童 こども家庭課 4月1日現在

### 3 ことばの教室幼児部・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の状況

人口構成では、18歳未満の人数は減少していますが、ことばの教室等の在籍・通級者数は、いずれも増加を続けています。

#### (1)ことばの教室幼児部

ことばの教室幼児部は、現在、白石小学校内と小郡南小学校内に設置しています。未就学児を対象とし、園生活への適応、就学に向けての支援を行っています。

■ことばの教室幼児部設置校数・在籍幼児数推移

単位：校・人

|      | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成26年度<br>(2014年度) | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 設置校数 | 2                  | 2                  | 2                  | 2                  |
| 在籍者数 | 39                 | 70                 | 83                 | 84                 |

山口市教育委員会

#### (2)山口市立小中学校通級指導教室

平成29年度(2017年度)の通級指導教室は、小学校9校、中学校4校に設置しています。通級児童生徒数は増加を続けており、平成25年度(2013年度)と平成28年度(2016年度)を比較すると、小学校で約1.3倍、中学校では約2.5倍となっています。

■山口市立小中学校通級指導教室設置校数・通級児童生徒数

単位:校・人

|       | 平成25年度 |     | 平成26年度 |     | 平成27年度 |     | 平成28年度 |     |
|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
|       | 小学校    | 中学校 | 小学校    | 中学校 | 小学校    | 中学校 | 小学校    | 中学校 |
| 設置校数  | 8      | 2   | 8      | 2   | 8      | 3   | 8      | 3   |
| 児童生徒数 | 252    | 12  | 295    | 16  | 311    | 34  | 328    | 29  |
| 合計    | 264    |     | 311    |     | 345    |     | 357    |     |

山口市教育委員会

(3) 山口市立小中学校特別支援学級

平成29年度(2017年度)の特別支援学級は、小学校で30校、中学校で15校に設置しています。児童生徒数は増加を続けています。

平成28年度(2016年度)の障がいの種類別構成比をみると、小学校、中学校いずれも自閉症・情緒障害が半数以上を占めています。

■山口市立小中学校特別支援学級設置校数・在籍児童生徒数

単位:校・人

|         | 平成24年度<br>(2012年度) |     | 平成25年度<br>(2013年度) |     | 平成26年度<br>(2014年度) |     | 平成27年度<br>(2015年度) |     | 平成28年度<br>(2016年度) |     |
|---------|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|
|         | 小学校                | 中学校 | 小学校                | 中学校 | 小学校                | 中学校 | 小学校                | 中学校 | 小学校                | 中学校 |
| 設置校数    | 26                 | 15  | 27                 | 16  | 27                 | 16  | 28                 | 14  | 30                 | 15  |
| 知的障害    | 108                | 37  | 116                | 50  | 123                | 53  | 128                | 54  | 122                | 52  |
| 自閉・情緒障害 | 126                | 47  | 129                | 51  | 131                | 49  | 138                | 56  | 163                | 58  |
| 難聴・言語障害 | 11                 | 4   | 9                  | 5   | 10                 | 4   | 7                  | 5   | 6                  | 4   |
| 肢体不自由   | 6                  | 1   | 9                  | 0   | 12                 | 1   | 10                 | 2   | 12                 | 2   |
| 病弱      | 0                  | 0   | 3                  | 0   | 1                  | 0   | 1                  | 0   | 1                  | 0   |
| 弱視      | 0                  | 1   | 0                  | 0   | 0                  | 1   | 0                  | 1   | 0                  | 1   |
| 小計      | 251                | 90  | 266                | 106 | 277                | 108 | 284                | 118 | 304                | 117 |
| 合計      | 341                |     | 372                |     | 385                |     | 402                |     | 421                |     |

山口市教育委員会 5月1日現在

(4) 山口市内の特別支援学校

市内の特別支援学校は、幼稚部1か所、小学部・中学部・高等部が各3か所あります。本市在住者の在籍数は、以下のとおりです。

■山口市内の特別支援学校・在籍幼児児童生徒数(山口市在住者)

単位:人

|       | 平成24年度<br>(2012年度) |    |    |     | 平成25年度<br>(2013年度) |    |    |     | 平成26年度<br>(2014年度) |    |    |     | 平成27年度<br>(2015年度) |    |    |    | 平成28年度<br>(2016年度) |    |    |    |
|-------|--------------------|----|----|-----|--------------------|----|----|-----|--------------------|----|----|-----|--------------------|----|----|----|--------------------|----|----|----|
|       | 幼                  | 小  | 中  | 高   | 幼                  | 小  | 中  | 高   | 幼                  | 小  | 中  | 高   | 幼                  | 小  | 中  | 高  | 幼                  | 小  | 中  | 高  |
| 幼小中高別 | 3                  | 51 | 59 | 116 | 5                  | 62 | 54 | 105 | 1                  | 63 | 56 | 100 | 1                  | 65 | 50 | 95 | 0                  | 63 | 67 | 90 |
| 合計    | 229                |    |    |     | 226                |    |    |     | 220                |    |    |     | 211                |    |    |    | 220                |    |    |    |

障がい福祉課調べ

## 4 障がい者の就労状況

各年度末時点の障がい者登録状況をみると、全体の求職者数は、平成28年度(2016年度)は前年度と比較して減少していますが、障がいの種類別にみると精神障がい者の求職者数は平成24年度(2012年度)以降、増加しています。また、全体の就業者数も平成24年度(2012年度)以降増加しています。

各年6月1日時点の障がい者雇用状況をみると、平成27年(2015年)までの雇用障がい者数は増加していましたが、平成28年(2016年)は平成27年(2015年)と比較して、17人の減となりました。

■山口公共職業安定所管内 障がい者登録状況

単位:人

|                      | 計     | 身体障がい者 |          | 知的障がい者 |          | 精神障がい者 | その他の障がい者 |
|----------------------|-------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|
|                      |       |        | うち重度障がい者 |        | うち重度障がい者 |        |          |
| 平成24年度末<br>(2012年度末) | 1,078 | 544    | 223      | 320    | 56       | 203    | 11       |
| 有効求職者                | 421   | 198    | 84       | 93     | 16       | 122    | 8        |
| 就業中の者                | 646   | 344    | 139      | 221    | 40       | 78     | 3        |
| 保留中の者                | 11    | 2      | 0        | 6      | 0        | 3      | 0        |
| 平成25年度末<br>(2013年度末) | 1,177 | 575    | 227      | 339    | 56       | 242    | 21       |
| 有効求職者                | 460   | 195    | 76       | 97     | 13       | 158    | 10       |
| 就業中の者                | 679   | 360    | 141      | 231    | 42       | 79     | 9        |
| 保留中の者                | 38    | 20     | 10       | 11     | 1        | 5      | 2        |
| 平成26年度末<br>(2014年度末) | 1,281 | 605    | 242      | 367    | 58       | 283    | 26       |
| 有効求職者                | 473   | 185    | 74       | 109    | 13       | 163    | 16       |
| 就業中の者                | 724   | 374    | 148      | 246    | 44       | 96     | 8        |
| 保留中の者                | 84    | 46     | 20       | 12     | 1        | 24     | 2        |
| 平成27年度末<br>(2015年度末) | 1,389 | 651    | 262      | 379    | 54       | 328    | 31       |
| 有効求職者                | 532   | 218    | 84       | 108    | 12       | 187    | 19       |
| 就業中の者                | 773   | 387    | 158      | 259    | 41       | 117    | 10       |
| 保留中の者                | 84    | 46     | 20       | 12     | 1        | 24     | 2        |
| 平成28年度末<br>(2016年度末) | 1,495 | 689    | 281      | 386    | 52       | 378    | 42       |
| 有効求職者                | 510   | 202    | 83       | 84     | 6        | 199    | 25       |
| 就業中の者                | 821   | 408    | 164      | 261    | 38       | 139    | 13       |
| 保留中の者                | 164   | 79     | 34       | 41     | 8        | 40     | 4        |

\* 有効求職者:登録者の内現在仕事を探している方。就業中の者:実際に働いている方。保留中の者:登録中だが職探しを中断している方  
山口公共職業安定所

■山口公共職業安定所管内 障がい者雇用状況

単位:人・%

|             | 企業数 | 常用労働者数 | 雇用障がい者数 | 実雇用率 | 法定雇用率<br>達成企業の割合 | 県実雇用率 | 国実雇用率 |
|-------------|-----|--------|---------|------|------------------|-------|-------|
| 平成24(2012)年 | 106 | 33,408 | 1,366.0 | 4.09 | 50.9             | 2.28  | 1.69  |
| 平成25(2013)年 | 124 | 35,857 | 1,508.0 | 4.21 | 46.0             | 2.33  | 1.76  |
| 平成26(2014)年 | 127 | 39,518 | 1,668.0 | 4.22 | 48.8             | 2.46  | 1.82  |
| 平成27(2015)年 | 125 | 43,293 | 1,791.5 | 4.14 | 45.6             | 2.51  | 1.88  |
| 平成28(2016)年 | 130 | 46,022 | 1,774.5 | 3.86 | 46.9             | 2.47  | 1.92  |

山口公共職業安定所 6月1日時点

\*雇用障がい者数は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の合計者数。フルタイムの場合は1人、パート等は0.5人、  
重度障がい者(身体障害者手帳1級~2級所持者)でフルタイムの場合は2人、重度障がい者でパート等は1人でカウントされる

## 第3章 基本目標と基本方針

### 1 基本目標

障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、  
自分らしく共に暮らせるまちづくり

障がいのある人もない人も、誰もが自己の決定に基づいて社会に参加し、自己実現を目指す権利を有する主体として尊重されなければなりません。

そのために山口市は、その障がい特性や能力も含め、人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる、地域社会での共生を目指します。

### 2 基本方針

基本目標の実現に向け、以下の3つの基本方針を定めます。

#### 1 地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進

障がいのある人が、地域で育ち、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを継続するための、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を推進します。

#### 2 社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進

障がいのある人が、活動の場や行動範囲を広げ、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、生きがいを感じられるための環境づくりを推進します。

#### 3 共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進

障がいへの理解を深め、差別や偏見をなくし、障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報等に取り組み、支えあう市民意識を醸成します。また、障害者差別解消法による合理的配慮の推進や災害時等における安全安心対策を推進します。

### 3 施策体系

**基本目標**  
障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、  
自分らしく共に暮らせるまちづくり

| 基本方針                         | 基本施策                            | 施策の方向性                                                                                                       |
|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進  | 1 総合的な相談支援の推進                   | ①相談支援体制の充実<br>②身近なところでの相談支援の充実                                                                               |
|                              | 2 生活支援体制の充実                     | ①障害福祉サービスのさらなる充実<br>②地域移行の推進<br>③障がいのある人や家族の負担軽減<br>④地域全体で支えるサービス提供体制の構築                                     |
|                              | 3 障がい児支援の充実                     | ①障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実<br>②障がいのある子どもの暮らしを支える支援体制の充実<br>③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進<br>④子どもの発達に関する連携した支援体制の充実 |
|                              | 4 保健・医療サービスの推進                  | ①疾病等の予防又は早期発見等の取組の推進<br>②医療費の経済的負担の軽減                                                                        |
| 2 社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進  | 1 スポーツ・文化等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり | ①スポーツや文化等に親しむことのできる環境整備<br>②活動に参加できる支援体制の充実<br>③社会活動を促進するための障がい者団体の支援                                        |
|                              | 2 雇用・就業の促進                      | ①障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択支援の充実<br>②福祉的就労における工賃向上等への支援<br>③関係機関との連携による取組の推進                                       |
| 3 共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進 | 1 支えあう市民意識の醸成                   | ①正しい理解の促進                                                                                                    |
|                              | 2 合理的配慮の推進                      | ①障害者差別解消法の理解と合理的配慮の推進                                                                                        |
|                              | 3 住みよいまちづくりの推進                  | ①公共施設や交通機関等のバリアフリー化の推進<br>②暮らしやすい生活の場の確保                                                                     |
|                              | 4 安心できる生活の支援                    | ①権利擁護の推進<br>②緊急時や災害発生時における支援体制づくりの推進                                                                         |
|                              | 5 人材の確保・育成                      | ①専門職の確保及び支援のスキルアップと多様な主体による支援体制の推進                                                                           |

## 第4章 施策の方向性と取組

### 基本方針1 地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進

#### 施策1－1 総合的な相談支援の推進

##### 現状

▽障がいに関する相談については、福祉総合相談窓口（山口総合支所）、障害者相談支援事業所、障害者相談員（身体・知的）などが受けていますが、地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として、平成26年（2014年）4月に障がい者基幹相談支援センターを障がい福祉課内に設置し、障がい種別に関わらず、総合相談や専門的な相談に応じ、地域の相談支援事業所や関係機関との連絡調整等を行っています。

▽障がいに関する相談窓口が地域的に偏在しており、身近な場所で相談することができない地域があります。

▽手帳所持者・難病患者を対象とした調査では、悩みや困ったことの相談相手は、「家族・親戚」と答えた人の割合が一番多く、次いで相談支援事業所などとなっています。また、今後もっと充実して欲しい障がい施策として、「総合的な相談窓口の整備」と答えた人が3番目に多くなっています。

▽障がいのある人や児童の自立した生活を支え、課題解決や適切なサービス利用に向け、地域における計画相談支援の体制強化を進めていますが、相談支援専門員の業務量は増加しています。

▽ひきこもりの状態にある人は、山口県内で5千人～1万人と推定されていますが、「ひきこもり」は状態像を示しているため、適用される制度が少なく、支援が受けにくい状況にあります。

## 課題

- ▼身近な地域における障がい特性に応じた総合的な相談支援体制の充実が必要です。
- ▼相談支援専門員が抱える様々な相談の対応策を検討できる場の確保など、職員の資質向上を図ることが必要です。
- ▼地域の社会資源等について整理し、開発・改善の取組を進めていくことが必要です。
- ▼ひきこもりの状態にある人が、支援に繋がるための相談窓口の周知が必要です。



## 施策の方向性

障がいに関するニーズの増加・多様化を踏まえ、身近な地域においてライフステージや障がいの状況に合わせて、多様な相談に対応できる相談窓口の充実と専門的支援に繋げることができる支援体制の充実に努めます。

障害福祉サービスを利用するための計画相談支援を円滑に提供できるよう相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援従事者に対する研修の実施やネットワークの強化等を通じて支援の充実を図ります。

- ①相談支援体制の充実を図ります。
- ②身近なところでの相談支援の充実を図ります。

### 【施策の方向性①】 相談支援体制の充実

| 具体的取組                                | 内容                                                                                             | 担当課    |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 地域の相談支援体制の強化<br><br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 地域の相談支援に携わる職員の資質向上、ネットワークの強化を図るために障がい者基幹相談支援センターの機能充実を図っていきます。また、ひきこもりの状態にある人の相談窓口として、周知を行います。 | 障がい福祉課 |
| 地域自立支援協議会の活動強化                       | 障がい福祉分野の諸課題に対応するため、各部会の活性化に取り組みます。                                                             | 障がい福祉課 |

|                          |                                                                     |        |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------|
| 地域自立支援協議会<br>相談支援部会の活動強化 | 地域における相談支援に関する課題について<br>部会で検討するとともに、資質向上のための<br>事例検討会等の活動を継続していきます。 | 障がい福祉課 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------|

| 【施策の方向性②】 身近なところでの相談支援の充実             |                                                                                                  |                              |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 具体的取組                                 | 内容                                                                                               | 担当課                          |
| 身体障害者相談員、知的<br>障害者相談員の活動の充<br>実       | 障がいのある人の相談に対応し、必要な窓<br>口等につなぐ役割として、身体障がい者・知<br>的障がい者相談員の活動の充実を図るた<br>め、適切な相談・助言に関する研修を充実し<br>ます。 | 障がい福祉課                       |
| ひきこもりサポーター派遣<br>事業の実施                 | 「山口県ひきこもりサポーター事業指針」に規<br>定されている、「ひきこもりサポーター」を派遣<br>することにより、本人の自立の推進及び本人<br>・家族等の福祉の増進を図ります。      | 障がい福祉課                       |
| ピアサポート体制の充実                           | 障がいのある人自身もしくはその家族等が仲<br>間(ピア)として障がいのある人からの相談を<br>受けられる環境が整うようピアサポートの相<br>談体制を充実します。              | 障がい福祉課                       |
| 【新】巡回支援専門員の配<br>置<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 障がい者が“気になる”段階から支援を行うた<br>め専門員による巡回支援を実施し、保育所<br>等訪問支援等との連携により、発達障がい<br>児等の支援を推進します。              | 障がい福祉課                       |
| 5歳児発達相談の実施                            | 発達が気になる子どもとその保護者を支援<br>するため、保健・教育・福祉等の関係機関が<br>連携し、スムーズな就学に向けて支援しま<br>す。                         | 子育て保健課<br>学校教育課              |
| 家庭児童相談員の配置                            | 家庭児童相談室に家庭児童相談員を配置し<br>て、児童の養育・虐待などの相談に応じま<br>す。                                                 | 子育て保健課                       |
| 総合療育相談事業の実施                           | 療育相談に応じ、適切な助言・指導を行いま<br>す。                                                                       | 県中央児童相談所<br>子育て保健課<br>障がい福祉課 |

## 施策1－2 生活支援体制の充実

### 現状

- ▽障がいのある人が、住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障害福祉サービスを充実させ、自立した生活を支援していくことが重要となっています。
- ▽障害福祉サービスは「身体障がい、知的障がい、精神障がい」に対して一元的にサービスが提供されています。さらに、平成25年度（2013年度）の「障害者総合支援法」の施行により、サービスが提供される対象者に難病患者等が加えられました。
- ▽障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう、地域移行の受け皿となるグループホームのニーズが増加しています。
- ▽集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がいのある人の中には、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でないために一人暮らしを選択できない人がいます。
- ▽介護者の高齢化が進んでいます。
- ▽介護保険サービスは、障害福祉サービスに優先して適用されることとなっていますが、介護保険サービスに移行した場合に利用者負担が生じています。

### 課題

- ▼住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するために、難病患者の利用も含めた障害福祉サービスの充実を図る必要があります。
- ▼障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実が必要です。
- ▼障害福祉サービス利用者の高齢化に伴い、介護保険サービスに移行しやすい環境を整える必要があります。
- ▼障がいの重度化等に伴い、介護者の負担軽減が必要となっています。
- ▼病院や入所施設からグループホームなどに居住の場を変更する地域移行を推進する必要があります。
- ▼障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、適切な支援を行うサービスが必要とされています。



### 施策の方向性

障がいのある人が自立した生活を送るため、障害福祉サービスをさらに充実させ、障がいのある人を地域全体で支える体制を整えていきます。

また、障がいのある人やその家族の負担軽減を進めるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域移行を推進していきます。

- ①障害福祉サービスのさらなる充実を図ります。
- ②地域移行の推進を図ります。
- ③障がいのある人や家族の負担軽減を進めます。
- ④障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

#### 【施策の方向性①】 障害福祉サービスのさらなる充実

| 具体的取組                               | 内容                                                                        | 担当課    |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| 障害福祉サービスの周知                         | 住み慣れた地域で生活するうえで、必要とするサービスを自ら選択できるよう、「障がい福祉のご案内」の配布等により、障害福祉サービスの周知を図ります。  | 障がい福祉課 |
| 障害福祉サービス給付事業の実施<br>〔障害福祉サービス実施計画事業〕 | 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訓練等給付、介護給付、相談支援の支給を行います。                               | 障がい福祉課 |
| 【新】自立生活援助の推進                        | 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うサービスを推進します。           | 障がい福祉課 |
| 【新】就労定着支援の推進                        | 就労移行支援等の利用を経て一般就労した人の就労変化による生活面の課題を解決するため、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスを推進します。 | 障がい福祉課 |
| 日中一時支援事業の実施<br>〔障害福祉サービス実施計画事業〕     | 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、介護している家族の休息を図ります。                                  | 障がい福祉課 |

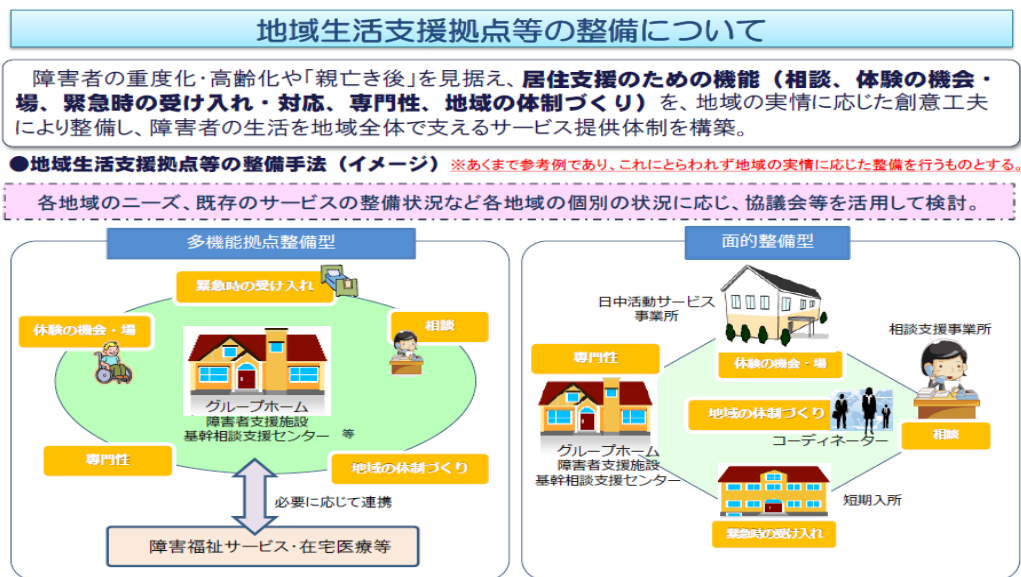
|                                   |                                                               |        |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 移動支援事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業]     | 屋外で移動が困難な障がいのある人が社会参加のために外出する際に、移動の安全を図るための支援を行います。           | 障がい福祉課 |
| 訪問入浴サービス事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 家庭での入浴が困難で車両による移送に耐えられない在宅重度身体障がい者の自宅を訪問し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。 | 障がい福祉課 |

| 【施策の方向性②】 地域移行の推進       |                                                                             |        |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 具体的取組                   | 内容                                                                          | 担当課    |
| 地域移行に向けた連携体制の強化         | 施設入所者や精神科病院長期入院患者が、施設や病院から安心して地域生活に移行できるよう、医療と福祉の連携体制を強化します。                | 障がい福祉課 |
| 【新】グループホームの整備促進と地域移行の推進 | 病院等からの地域移行への対応を図るため、必要量のグループホームの整備を促すとともに、地域移行が推進されるようグループホームに関する情報提供を行います。 | 障がい福祉課 |
| 地域自立支援協議会施設支援部会の活動強化    | 施設入所者の高齢化と心身の機能低下に対応するため、部会の活動を強化し、必要な支援のあり方を検討していきます。                      | 障がい福祉課 |

| 【施策の方向性③】 障がいのある人や家族の負担軽減         |                                                             |        |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------|
| 具体的取組                             | 内容                                                          | 担当課    |
| 補装具費支給事業の実施                       | 身体障害者手帳の交付を受けた人や難病患者の人に、失われた身体機能を補うための用具の購入や修理に必要な費用を支給します。 | 障がい福祉課 |
| 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施           | 軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入・修理に必要な費用の一部を助成します。          | 障がい福祉課 |
| 日常生活用具交付事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 身体障害者手帳等の交付を受けている人に、日常生活を容易にし、便宜を図るための用具の交付を行います。           | 障がい福祉課 |

|                          |                                                          |        |
|--------------------------|----------------------------------------------------------|--------|
| 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施 | 小児慢性特定疾病児童等に、日常生活を容易にし、便宜を図るための用具を交付します。                 | 障がい福祉課 |
| 福祉機器リサイクル事業の実施           | 寄附いただいた福祉機器について、在宅で生活する市内の障がいのある人等に貸し出しを行います。            | 障がい福祉課 |
| 特別児童扶養手当の支給              | 障がいの程度が一定以上の20歳未満の障がいのある子どもを監護又は養育する人に手当を支給します。          | こども未来課 |
| 障害児福祉手当の支給               | 日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に手当を支給します。                 | 障がい福祉課 |
| 心身障害児福祉手当の支給             | 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている20歳未満の児童を監護又は養育する人に手当を支給します。       | 障がい福祉課 |
| 特別障害者手当の支給               | 日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に手当を支給します。                 | 障がい福祉課 |
| (経過的)福祉手当の支給             | 障害基礎年金及び特別障害者手当非該当者で、かつ20歳以上の福祉手当受給者であった重度障がい者に手当を支給します。 | 障がい福祉課 |
| 障がい者の施設利用割引制度の実施         | 障害者手帳の交付を受けている人が施設を利用する場合の利用料金の割引制度を設けます。                | 各施設所管課 |
| 福祉タクシー料金助成事業の実施          | 障がいのある人がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する制度を実施します。                 | 障がい福祉課 |
| 特別支援教育就学奨励事業の実施          | 特別支援学級及び通級学級へ就学する児童及び生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給します。           | 学校教育課  |

| 【施策の方向性④】 地域全体で支えるサービス提供体制の構築                             |                                                                                                                   |                 |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 具体的取組                                                     | 内容                                                                                                                | 担当課             |
| <b>【新】地域生活支援拠点等の整備</b><br><br>[障害福祉サービス実施計画事業]            | 障がいのある人の重度化や高齢化の進展に伴い、「親亡き後」を見据え、居住の場を確保するため、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。                                      | 障がい福祉課          |
| <b>【新】精神障がいに対応する地域包括ケアシステムの構築</b><br><br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)に対応する地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。 | 障がい福祉課          |
| <b>【新】共生型サービスの推進</b>                                      | 身近な地域で、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスが受けられることを目指して創設される「共生型サービス」の提供を推進します。                                                  | 障がい福祉課<br>介護保険課 |



（厚生労働省資料）

地域生活支援拠点等の整備については、地域の既存のサービスの整備状況及び障がいのある人や家族、関係機関等からのニーズや課題を把握することにより、関係機関との連携を図りながら構築に向け検討していきます。

### 施策1－3 障がい児支援の充実

#### 現状

- ▽発達障がいに対する認知度の高まり等により、療育を希望する子どもの数が増加しています。
- ▽市立小中学校の通級指導教室及び特別支援学級に通級・在籍する子どもの数が増加しています。
- ▽本市における障がいのある子どもに関する支援は、保健・教育・児童・福祉等の各施策分野において実施しています。
- ▽障がいのある子どもは、そのライフステージに応じて、多くの関係機関・関係者の支援を受けていますが、これらの支援を、専門的立場で、継続的・総合的につなぐ機能が不足しています。
- ▽国の調査によると、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が増加しており、その支援体制の整備が求められています。

#### 課題

- ▼支援が必要な子どもは増加しており、支援体制の充実が必要です。
- ▼保護者の「不安」の段階から気軽に相談できる窓口が必要です。
- ▼それぞれの子どもの特性や家族の状況に合った適切な支援をコーディネートする機能が必要です。
- ▼障がいのある子どもの支援にあたる関係機関・関係者の連携と、その中心的な役割を担う機能の強化が必要です。
- ▼発達障がい児や医療的ケア児への支援体制の整備が必要です。



## 施策の方向性

障がいのある子どもは、その発達の各段階において「育ち」と「暮らし」に課題を抱えています。子どもとしての「育ち」を支えるとともに、家族への支援も含め、安定した「暮らし」を支える、障がいに応じた適切な支援が必要です。また、家族が障がいを受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。育てにくさを感じる親に寄り添い、家族がその子なりの成長に気づき、地域社会と共に「子どもの育ちを支える力」を向上できるような取組を行います。

- ①障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実を推進します。
- ②障がいのある子どもとその家族の暮らしを支える支援体制の充実を推進します。
- ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ④子どもの発達について、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した、ライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制の充実に努めます。

### 【施策の方向性①】 障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実

| 具体的取組                                  | 内容                                                               | 担当課    |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| 障害児通所支援サービス給付事業の実施<br>〔障害福祉サービス実施計画事業〕 | 障がいのある子ども等に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等の給付を行います。                   | 障がい福祉課 |
| 【新】居宅訪問型児童発達支援の推進                      | 未就学の、外出することが困難な重度障がいのある子どもを対象に、居宅訪問による支援を行うサービスを推進します。           | 障がい福祉課 |
| 母子通園訓練事業の実施                            | 障がいのある又はその疑いのある乳幼児がその保護者とともに通い、早期療育等を行います。                       | 障がい福祉課 |
| 幼児発達支援学級の実施                            | 発達に不安のある子どもとその保護者等を対象に、小集団での遊びを通して、親子の関わりや子どもの伸びる力を支援する学級を実施します。 | 子育て保健課 |
| ことばの教室幼児部の運営                           | 発達（ことば、コミュニケーション、社会性等）が気になる幼児について、個別に相談や指導（課題や遊び）、支援を行います。       | 保育幼稚園課 |

|                     |                                                                                           |                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| やまぐち子育て福祉総合センターの運営  | 障がいのある子どもも含めた、子ども・子育てに関する総合案内窓口として、子育て家庭がそのニーズに合った支援を利用できるように、情報提供・相談援助を行います。             | 子育て保健課          |
| やまぐち母子健康サポートセンターの運営 | 助産師や保健師が母子の心身の健康についての相談等に対応し、子育てのサポートを実施します。                                              | 子育て保健課          |
| 乳幼児一般健康診査の実施        | 乳幼児の疾病の早期発見と適切な保健指導のための乳幼児に対する健康診査を実施します。                                                 | 子育て保健課          |
| 【再】5歳児発達相談の実施       | 発達が気になる子どもとその保護者を支援するため、保健・教育・福祉等の関係機関が連携し、スムーズな就学に向けて支援します。                              | 子育て保健課<br>学校教育課 |
| 【再】家庭児童相談員の配置       | 家庭児童相談室に家庭児童相談員を配置して、児童の養育・虐待などの相談に応じます。                                                  | 子育て保健課          |
| 就学相談の実施             | 小・中学校への就学に不安のある保護者を対象に個別相談を行います。                                                          | 学校教育課           |
| 就学相談会の実施            | 次年度、小学校へ就学する子どもの心身の状況や行動について不安のある保護者を対象に、就学先の紹介、子どもとの関わり方等について相談することを通して適切な就学ができるよう支援します。 | 学校教育課           |
| 教育相談室の運営            | 教育相談室を設置し、学校生活や家庭生活での様々な悩みについて相談を受けます。                                                    | 学校教育課           |

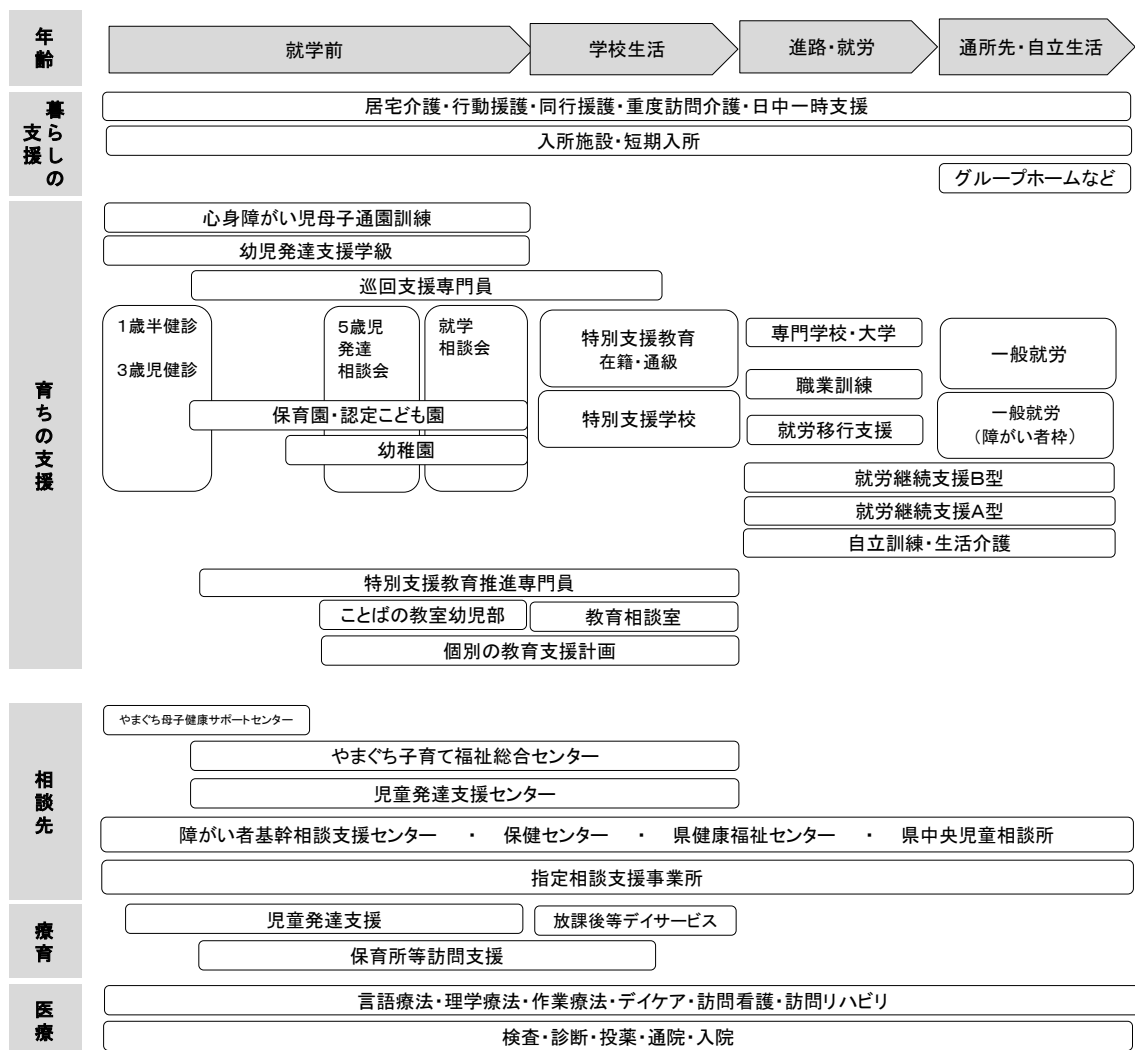
| 【施策の方向性②】 障がいのある子どもの暮らしを支える支援体制の充実                       |                                             |        |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------|
| 具体的取組                                                    | 内容                                          | 担当課    |
| <b>【再】日中一時支援事業の実施</b><br><small>〔障害福祉サービス実施計画事業〕</small> | 障がいのある子ども等の日中における活動の場を確保し、介護している家族の休息を図ります。 | 障がい福祉課 |

|                                                                |                                                                                               |        |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <b>【再】移動支援事業の実施</b><br><br><small>〔障害福祉サービス実施計画事業〕</small>     | 屋外で移動が困難な障がいのある人が社会参加のために外出する際に、移動の安全を図るための支援を行います。<br>また、障がいのある子どもが利用しやすい移動支援体制について、検討を行います。 | 障がい福祉課 |
| <b>【再】訪問入浴サービス事業の実施</b><br><br><small>〔障害福祉サービス実施計画事業〕</small> | 家庭での入浴が困難で車両による移送に耐えられない在宅重度身体障がい児の自宅を訪問し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。                                 | 障がい福祉課 |
| <b>【再】補装具費支給事業の実施</b>                                          | 身体障害者手帳の交付を受けた人や難病患者の人に、失われた身体機能を補うための用具の購入や修理に必要な費用を支給します。                                   | 障がい福祉課 |
| <b>【再】軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施</b>                              | 軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入・修理に必要な費用の一部を助成します。                                            | 障がい福祉課 |
| <b>【再】日常生活用具交付事業の実施</b><br><br><small>〔障害福祉サービス実施計画事業〕</small> | 身体障害者手帳等の交付を受けている人に、日常生活を容易にし、便宜を図るための用具を交付します。                                               | 障がい福祉課 |
| <b>【再】小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施</b>                             | 小児慢性特定疾病児童等に、日常生活を容易にし、便宜を図るための用具を交付します。                                                      | 障がい福祉課 |
| <b>【再】特別児童扶養手当の支給</b>                                          | 障がいの程度が一定以上の20歳未満の障がいのある子どもを監護又は養育する人に手当を支給します。                                               | こども未来課 |
| <b>【再】障害児福祉手当の支給</b>                                           | 日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の重度心身障がい児に手当を支給します。                                                    | 障がい福祉課 |
| <b>【再】心身障害児福祉手当の支給</b>                                         | 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている20歳未満の児童を監護又は養育する人に手当を支給します。                                            | 障がい福祉課 |

| 【施策の方向性③】地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進                          |                                                                         |                   |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 具体的取組                                                      | 内容                                                                      | 担当課               |
| <b>【再】【新】巡回支援専門員の配置</b><br><small>〔障害福祉サービス実施計画事業〕</small> | 障がい者が“気になる”段階から支援を行うため専門員による巡回支援を実施し、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の支援を推進します。 | 障がい福祉課            |
| 特別支援教育推進専門員事業の実施                                           | 幼稚園・保育所等を訪問し、特別な支援が必要な子どもの保育や育児について職員や保護者に助言を行います。                      | 学校教育課             |
| <b>障がい児保育の実施</b><br><small>〔障害福祉サービス実施計画事業〕</small>        | 保護者の就労等により保育を必要とする障がいのある児童に対して、保育所等において保育を実施します。                        | 保育幼稚園課            |
| 教育環境の整備                                                    | 市立幼稚園・小学校・中学校において、障がいのある児童生徒が過ごしやすい教育環境を整備するため、修繕・工事を行います。              | 教育施設管理課<br>保育幼稚園課 |
| 特別支援教育補助教員の配置                                              | 市立小・中学校において、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業を行うため、学校の実情に応じて特別支援教育補助教員を配置します。        | 学校教育課             |
| <b>【再】特別支援教育就学奨励事業の実施</b>                                  | 特別支援学級及び通級学級へ就学する児童及び生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給します。                          | 学校教育課             |

| 【施策の方向性④】子どもの発達に関する連携した支援体制の充実               |                                                                                                         |                                                        |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 具体的取組                                        | 内容                                                                                                      | 担当課                                                    |
| 【新】子どもの発達に関する総合支援体制の整備                       | 子どもの発達について、保護者の「気づき」の段階から、その不安を幅広く受けとめ、気軽に相談できる窓口の設置や、各関係機関による一体的な支援体制について、児童発達支援センターとの役割分担も含め、検討を行います。 | 障がい福祉課<br>子育て保健課<br>こども未来課<br>保育幼稚園課<br>学校教育課<br>社会教育課 |
| 児童発達支援センターの充実<br><br>[障害福祉サービス実施計画事業]        | 児童発達支援センターの有する専門機能を活かした、障がいのある子どもやその家族への相談支援、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言等、地域の中核的な療育支援施設としての役割の充実に努めます。       | 障がい福祉課                                                 |
| 【新】医療的ケア児のための支援体制の整備<br><br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の整備を進めます。                                     | 障がい福祉課                                                 |
| 地域自立支援協議会<br>こども部会の活動強化                      | 地域自立支援協議会が実施している障がいのある子どもの支援の連携強化の取組を、子育てや教育の関係者に広く周知します。                                               | 障がい福祉課                                                 |
| 【再】総合療育相談事業の実施                               | 療育相談に応じ、適切な助言・指導を行います。                                                                                  | 県中央児童相談所<br>子育て保健課<br>障がい福祉課                           |
| 幼保小連絡協議会による支援等の連携                            | 特別な配慮や支援を必要とする幼児の、小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図ります。                                                | 学校教育課                                                  |

保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援 連携イメージ図



## 施策1-4 保健・医療サービスの推進

### 現状

- ▽精神障がいや、常時医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域移行・地域定着を進めるためには、福祉サービスとともに訪問看護等の保健医療サービスが適切に受けられる地域社会であることが求められています。
- ▽障がいに関する医療は高度かつ専門的なものであり、必要に応じて適切な医療が受けられるような支援が求められています。
- ▽障害者手帳所持者を対象とした調査によると、障がいのある人には、何らかの体調不良・不調・不安を感じている人が多く、月に1回以上通院している人は約73%でした。また、障害者手帳所持者・難病患者を対象とした調査によると、今後もっと充実してほしい障がい施策について、両調査において「医療費の助成・軽減」と答えた人が最も多く、障害者手帳所持者の24.7%、難病患者の59.3%でした。
- ▽平成25年(2013年)版 障害者白書によると、在宅の身体障がい者(18歳以上)における障がいの原因について、不詳(39.4%)に次いで、疾病によるもの(20.7%)が多く、生活習慣病等によっても障がいが発生していることが分かります。

### 課題

- ▼障がいの発生を未然に防ぐため、心疾患・脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病などの生活習慣病を予防するとともに、安全な妊娠・出産・育児を支援する必要があります。
- ▼障がいのある人が必要な医療を受けられるよう、医療費の軽減を図る必要があります。



### 施策の方向性

乳幼児期を中心とした、健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期支援体制を充実させることにより、障がいの軽減や健やかな成長を支援します。また、障がいの原因となる生活習慣病等の予防・早期発見に取り組むとともに、心身の健康づくりを支える保健サービスを提供します。

障がいのある人が、適切な医療を受けることができるよう、支援体制を整備することで、障がいのある人の地域生活を支えます。

①疾病等の予防又は早期発見等の取組を推進します。

②医療費の経済的負担の軽減を図ります。

#### 【施策の方向性①】疾病等の予防又は早期発見等の取組の推進

| 具体的取組           | 内容                                                               | 担当課             |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 妊婦一般健康診査の実施     | 妊婦の疾病の早期発見と保健管理の向上のための妊婦に対する健康診査を実施します。                          | 子育て保健課          |
| 【再】乳幼児一般健康診査の実施 | 乳幼児の疾病の早期発見と適切な保健指導のための乳幼児に対する健康診査を実施します。                        | 子育て保健課          |
| 【再】5歳児発達相談の実施   | 発達が気になる子どもとその保護者を対象に、保健・教育・福祉等の関係機関が連携し、スムーズな就学に向けての支援を行います。     | 子育て保健課<br>学校教育課 |
| 【再】母子相談の実施      | 各保健センター等で個別に育児相談を実施します。                                          | 子育て保健課          |
| 【再】母子訪問指導の実施    | 妊産婦、乳幼児等に対する家庭訪問による保健指導を実施します。                                   | 子育て保健課          |
| 【再】幼児発達支援学級の実施  | 発達に不安のある子どもとその保護者等を対象に、小集団での遊びを通して、親子の関わりや子どもの伸びる力を支援する学級を実施します。 | 子育て保健課          |
| 健康診査の実施         | 疾病の早期発見と健康の保持増進のための成人に対する健康診査と各種がん検診を実施します。                      | 健康増進課<br>保険年金課  |

|              |                                            |       |
|--------------|--------------------------------------------|-------|
| 生活習慣病予防事業の実施 | 生活習慣病予防のための健康教育や健康相談、訪問指導等を実施します。          | 健康増進課 |
| 精神保健業務の実施    | こころの相談窓口の周知やセルフケアなど心の健康づくりについての啓発活動を実施します。 | 健康増進課 |

| 【施策の方向性②】医療費の経済的負担の軽減 |                                                     |        |
|-----------------------|-----------------------------------------------------|--------|
| 具体的取組                 | 内容                                                  | 担当課    |
| 自立支援医療費(更生医療)の給付      | 18歳以上の身体に障がいのある人の、障がいを除いたり、軽減するための医療費の一部を助成します。     | 障がい福祉課 |
| 自立支援医療費(育成医療)の給付      | 18歳未満の、身体に障がいのある子ども等の、障がいを除いたり、軽減するための医療費の一部を助成します。 | 障がい福祉課 |
| 自立支援医療費(精神通院)の申請受付    | 精神に疾患がある人が精神科等に通院する際に医療費助成を受けるための受給者証申請受付窓口を設置します。  | 障がい福祉課 |
| 重度心身障害者医療費の助成         | 心身に重度の障がいのある人の保険診療による医療費自己負担分を助成します。                | 保険年金課  |

## 基本方針2 社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進

### 施策2-1 スポーツ・文化等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり

#### 現状

- ▽2020年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を控え、障がい者スポーツへの関心が高まっています。
- ▽スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実に寄与することが期待できます。
- ▽平成27年度(2015年度)のスポーツ庁調査によると、障がい者(成人)の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は19.2%(成人全般の実施率は40.5%)にとどまっています。
- ▽障がいのある人が芸術・文化等の活動に参加することは、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進するものです。
- ▽国において、「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」が平成25年(2013年)に開催され、その中間とりまとめを受け、平成26年度(2014年度)から、芸術活動を行う障がいのある人やその家族、福祉事業所等で障がいのある人の芸術活動の支援を行う人のモデル事業が開始されました。

#### 課題

- ▼障がいのある人が、あらゆる活動に参加するための支援が求められています。
- ▼障がい者スポーツ等の一層の普及促進に取り組む必要があります。
- ▼障がいのある人が活動に参加しやすい環境を整備する必要があります。



### 施策の方向性

スポーツ・文化等の活動は、障がいの有無にかかわらず、生きがいにつながるとともに、活動を通じた地域における様々な交流機会にもなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりを推進します。

- ①障がいのある人がスポーツや文化等に親しむことのできる環境整備に努めます。
- ②障がいのある人がスポーツや文化活動等に気軽に参加できるよう、支援体制の充実を図ります。
- ③障がいのある人たちの社会活動を促進するため、障がい者団体の支援を行います。

#### 【施策の方向性①】 スポーツや文化等に親しむことのできる環境整備

| 具体的取組                     | 内容                                                               | 担当課                                |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 【新】スポーツ・文化活動等に関する情報提供の充実  | 市ウェブサイト等を活用した情報提供の充実に努めます。                                       | 障がい福祉課                             |
| スポーツ・文化活動等関係施設のバリアフリー化    | 各関係施設のバリアフリー化を進めます。                                              | スポーツ交流課<br>文化交流課<br>観光交流課<br>協働推進課 |
| 障がい者スポーツについての普及啓発の推進      | 市民体育大会でのデモンストレーション等、障がい者スポーツの普及啓発に努めます。                          | スポーツ交流課                            |
| 障がい者スポーツ指導員やボランティアの育成     | 障がい者スポーツ・レクリエーションを支える、指導者やボランティアの育成を行います。                        | スポーツ交流課                            |
| パラリンピックについての広報活動等の実施      | 本市にゆかりのある、パラリンピック出場選手の紹介等を通じて、パラリンピック及びパラリンピアン の普及促進を図ります。       | スポーツ交流課                            |
| 【新】地域交流センターにおける講座・イベントの開催 | 地域交流センターにおいて実施される講座やイベントの開催時、障がいのある人も参加しやすい事業企画や広報の工夫等の取組を推進します。 | 協働推進課                              |
| 全国大会出場者等への激励              | 世界大会・全国大会等に出場する選手に、賞賜金を支給します。                                    | 障がい福祉課                             |

|                              |                                    |        |
|------------------------------|------------------------------------|--------|
| 療育キャンプ参加促進事業の実施              | 各種療育キャンプへの参加に対する負担金の一部を助成します。      | 障がい福祉課 |
| 大会等の運営支援<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 全国障害者スポーツ大会の運営や、山口県芸術文化祭への支援を行います。 | 障がい福祉課 |

| 【施策の方向性②】活動に参加できる支援体制の充実         |                                                                                                           |                 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 具体的取組                            | 内容                                                                                                        | 担当課             |
| 【再】移動支援事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 屋外で移動が困難な障がいのある人が社会参加のために外出する際に、移動の安全を図るための支援を行います。<br>また、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加しやすい移動支援体制について、検討を行います。     | 障がい福祉課          |
| 【再】福祉タクシー料金助成事業の実施               | 障がいのある人がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する制度を実施します。                                                                  | 障がい福祉課          |
| 福祉優待バス乗車証交付事業の実施                 | 身体障害者手帳3級以上、療育手帳 A または精神障害者手帳1級～2級の所持者にバス無料乗車証を交付します。<br>また、本市に居住している70歳以上の人に、1乗車100円で利用できる福祉優待乗車証を交付します。 | 障がい福祉課<br>高齢福祉課 |
| 自動車運転免許取得費助成事業の実施                | 障害者手帳所持者が免許取得に要した費用の一部を助成します。                                                                             | 障がい福祉課          |
| 自動車改造費助成事業の実施                    | 身体障害者手帳所持者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。                                                                   | 障がい福祉課          |
| リフト付き自動車改造等助成事業の実施               | 身体障がい者がいる世帯員に対し、身体障がい者が車いすに乗ったままで自動車を乗降できるよう、自動車をリフト付き若しくは超低床に改造する費用等を助成します。                              | 障がい福祉課          |

|                                      |                                                                 |        |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------|
| 手話通訳者設置事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業]     | 山口市社会福祉協議会に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者のコミュニケーションが円滑に行われるよう、情報提供や相談支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 手話通訳者・奉仕員派遣事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 聴覚障がい者のコミュニケーション確保のため、手話通訳者・奉仕員の派遣を行います。                        | 障がい福祉課 |
| 要約筆記者等派遣事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業]    | 聴覚障がい者のコミュニケーション確保のため、要約筆記者等の派遣を行います。                           | 障がい福祉課 |
| 点字・音訳広報発行事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業]   | 市報を点訳・音訳したものを、希望する障がいのある人に配布します。                                | 障がい福祉課 |

### 【施策の方向性③】社会活動を促進するための障がい者団体の支援

| 具体的取組                          | 内容                                                                             | 担当課    |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 障がい者団体への支援<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 障がいのある人の社会活動を促進するため、当事者団体の運営費を助成します。<br>また、障がいのある人の孤立防止活動や社会活動支援への事業費助成を実施します。 | 障がい福祉課 |

## 施策2-2 雇用・就業の促進

### 現状

- ▽山口公共職業安定所管内の平成28年(2016年)の民間企業における障がい者雇用人数は、微減となっています。
- ▽平成25年(2013年)4月に障害者優先調達推進法が施行され、官公庁から障害者施設等への優先的な調達を行うこととされ、福祉的就労の場での利用者工賃向上に向けた取組が求められています。
- ▽本市と山口労働局は平成29年(2017年)7月に「山口市雇用対策協定」を締結し、障がいのある人の雇用対策に協働して取り組むこととしました。
- ▽障害者雇用促進法の改正により、平成30年(2018年)4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが定められました。

### 課題

- ▼障がいのある人の希望する就労先や雇用形態は様々であり、その人に合った就労に繋がる支援を進める必要があります。
- ▼行政機関、福祉事業所、企業等の連携した取組が必要です。
- ▼福祉的就労の場での工賃向上の取組を進める必要があります。

### 施策の方向性

働くことは、生活していく上での経済的な基盤になるものであるとともに、社会の一員として貢献しているという喜びを与え、人生の生きがいにつながる重要な意味を持っています。

- ①障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択の支援の充実に努めます。
- ②福祉的就労における工賃向上等への支援を推進します。
- ③関係機関との連携による取組を推進します。

| 【施策の方向性①】障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択支援の充実     |                                                                                           |        |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 具体的取組                                  | 内容                                                                                        | 担当課    |
| 【再】障害福祉サービス給付事業の実施<br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 障害福祉サービスの「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」を給付します。                                                  | 障がい福祉課 |
| 就労に関する相談支援の充実                          | 継続した就労等が難しく、「働きにくさ」を感じている人のために障がい者基幹相談支援センターでの相談対応を充実させ、専門の窓口との連携を図ります。                   | 障がい福祉課 |
| 【新】市役所における就労の場の提供                      | 市役所が就労の場を提供し、一般企業や就労系事業所と連携した取組を行うことで、本市における障がい者雇用の機運醸成を進めるとともに、市職員の障がいのある人に対する意識啓発を図ります。 | 障がい福祉課 |

| 【施策の方向性②】福祉的就労における工賃向上等への支援 |                                                                        |        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------|
| 具体的取組                       | 内容                                                                     | 担当課    |
| 障害者就労施設等からの優先的調達の実施         | 「山口市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品や役務の調達にあたっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行います。 | 障がい福祉課 |

| 【施策の方向性③】関係機関との連携による取組の推進 |                                                                               |                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 具体的取組                     | 内容                                                                            | 担当課                 |
| 地域自立支援協議会<br>就労支援部会の活動強化  | 地域自立支援協議会の活動を強化し、商工団体等との連携を図ることで、障がいのある人が企業で働くことができる機会を増やしていきます。              | 障がい福祉課              |
| 「山口市雇用対策協定」による取組          | 平成29年(2017年)7月に締結された、「山口市雇用対策協定」に基づく事業計画による障がいのある人の雇用対策に係る成果目標達成のための事業を実施します。 | ふるさと産業振興課<br>障がい福祉課 |
| 農福連携の推進                   | 農業の担い手不足と障がいのある人の就労のマッチングを行い、障がい者雇用の場を創出します。                                  | 農林政策課<br>障がい福祉課     |

## 基本方針3 共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進

### 施策3-1 支えあう市民意識の醸成

#### 現状

▽平成23年(2011年)の「障害者基本法」改正により、「障害者の定義」が、従来の心身の機能の障がいのみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方から、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に見直され、その範囲が拡大されました。

▽平成28年(2016年)4月に施行された「障害者差別解消法」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、理解し合うことによって、共生社会を実現することを目指しています。この法律は、行政機関や事業者を対象としていますが、同法に基づき国が策定した基本方針では、「障がい者差別が本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識し、法の趣旨について理解を深めることが不可欠」としています。

▽障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、日常生活での差別や偏見、疎外感について全体では「ある」が14.7%、「ない」が52.5%でしたが、障がいの種類別にみると、発達障がい者では「ある」が53%で半数を超えています。また、「周囲の人からどういった配慮(手助けなど)を受ければ、暮らしやすくなると思いますか」という問いに対して、「声かけ」と答えた人が最も多く、37%でした。

#### 課題

▼障害者差別解消法の趣旨を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくるための行動が、市民一人ひとりに求められています。

▼見た目ではわかりづらい、内部障がいや発達障がい、難病のある人等への理解を深める必要があります。



### 施策の方向性

障がいのある人の抱える課題は、すべての人々の課題であるということ、また、暮らしやすい地域をつくることはすべての人々の利益につながるという認識のもと、お互いの人格と個性を尊重しながら、共に支えあう自立と共生の地域社会を実現するための取組が求められています。

- ①「社会モデル」に基づく「障がいのある人」の定義や、障がい、特に見た目では分かりづらい、内部障がいや発達障がい、難病等についての正しい理解を促進します。また、ボランティア団体などが行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動などを支援します。さらに、地域での各種行事等へ障がいのある人が参加し、交流が促進される取組を推進します。

#### 【施策の方向性①】正しい理解の促進

| 具体的取組                           | 内容                                                                                                                                                                                  | 担当課    |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 啓発活動の推進<br><br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 障害者週間(12月3日～12月9日)、世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)、世界ダウン症の日(3月21日)などの機会を活用し、障がいや障がいのある人に関する情報を提供し、市民の正しい理解の普及を図ります。<br>また、障がい者団体・ボランティア団体が実施する、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 市民公開講座の開催                       | 障がいへの理解促進を図るため、市と地域自立支援協議会居宅支援部会と就労支援部会との共催により、障がいのある人の暮らしについて理解を深める市民公開講座を開催します。                                                                                                   | 障がい福祉課 |

|                              |                                                                    |                 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------|
| あいサポート運動の周知                  | 山口県が、他県と連携して取り組んでいる、障がいのある人へのちょっとした配慮を实践する「あいサポート運動」の普及啓発に取り組めます。  | 障がい福祉課          |
| お気軽講座の開催                     | 市民10人以上のグループや団体が、障がいをテーマとしたお気軽講座を活用することで、市の取組や障がいへの理解や関心を深めます。     | 協働推進課<br>障がい福祉課 |
| 人権学習講座の開催                    | 市民一人ひとりが人権を尊重するまちの実現に向け、市民、PTA及び地域人権学習推進組織等と連携しながら、人権教育や啓発活動を行います。 | 人権推進課           |
| 【再】【新】地域交流センターにおける講座・イベントの開催 | 地域交流センターにおいて実施される講座やイベントの開催時、障がいのある人も参加しやすい事業企画や広報の工夫等の取組を推進します。   | 協働推進課           |

## 施策3-2 合理的配慮の推進

### 現状

▽平成28年(2016年)4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者による、障がいのある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。

▽障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、障害者差別解消法の施行による身の回りでの変化について、「ある」と回答した人は2.8%、「ない」と回答した人は39.5%でした。

#### 「障がいを理由とする差別」とは

##### 【不当な差別的取扱い】

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

##### 【合理的配慮の不提供】

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

## 課題

▼障害者差別解消法において、行政機関等や民間事業者は、不当な差別的取扱いを行うことが禁止されています。また、合理的配慮について、行政機関等については法的義務、民間事業者については努力義務とされています。なお、この法律は、一般個人は対象にしていますが、国民の責務として、障がい理由とする差別の解消に向けて努力するよう求めています。

|                | 不当な差別的取扱い | 障がいのある人への合理的配慮 |
|----------------|-----------|----------------|
| 国の行政機関・地方公共団体等 | <禁止>      | <法的義務>         |
| 民間事業者          | <禁止>      | <努力義務>         |

▼地方公共団体は、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」について、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めなければならないとされています。本市では、この要領を平成28年4月に定めており、その確実な実施が求められています。

## 施策の方向性

①障害者差別解消法の理解を深め、本市における合理的配慮を推進します。

### 【施策の方向性①】障害者差別解消法の理解と合理的配慮の推進

| 具体的取組                       | 内容                                                                                   | 担当課      |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 市役所における合理的配慮の実施             | 本市の対応要領に沿った対応を確実に実施できるよう、合理的配慮に関する研修会を行うとともに、相談対応責任者を各所属に配置し、障がいのある人からの苦情等への対応を行います。 | 障がい福祉課各課 |
| 【新】民間事業者における合理的配慮への意識啓発及び支援 | 障害者差別解消法についての意識啓発を推進し、民間事業者における合理的配慮の実施を支援します。                                       | 障がい福祉課   |
| 【再】【新】市役所における就労の場の提供        | 市役所が就労の場を提供し、一般企業や就労系事業所と連携した取組を行うとともに、市職員の障がいのある人に対する意識啓発を図ります。                     | 障がい福祉課   |

### 施策3-3 住みよいまちづくりの推進

#### 現状

▽平成28年(2016年)4月に施行された「障害者差別解消法」では、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と定められています。

▽「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)」に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等については、個々の障がいのある人に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとされています。

▽平成29年(2017年)2月に実施した、「山口市まちづくりアンケート」によると、市道の歩道及び自転車専用レーンの整備状況について、不満・どちらかといえば不満と回答した人は、41.3%でした。

#### 課題

▼地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア(社会的障壁)は、基本目標に掲げる「地域社会での共生」を推進する上で、除去していく必要があります。

▼障がいのある人が地域での生活を始めるためには、障がいの特性に適応した生活の場の確保が必要です。



## 施策の方向性

障がいのある人が、自立した豊かな生活を送るためには、住宅をはじめ、交通機関、道路、公園等の公共的施設が利用しやすく、人にやさしく配慮されたものとなる必要があります。

①「**山口市バリアフリー基本構想**」に基づき、公共施設や交通機関等のバリアフリー化を推進します。

②障がいのある人が、暮らしやすい生活の場の確保を推進します。

### 【施策の方向性①】公共施設や交通機関等のバリアフリー化の推進

| 具体的取組                 | 内容                                                                                                  | 担当課                                |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 道路バリアフリー化の実施          | 歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や拡幅等を行います。                                                                       | 道路河川建設課                            |
| タウンモビリティ事業の実施         | 電動スクーター、車椅子などを商店街に用意し、障がい・高齢などのため常時または一時的にスムーズな移動が難しい人々に提供し、ショッピングを含めまちの諸施設を利用できる取組を実施します。          | 高齢福祉課                              |
| 【再】公共施設のバリアフリー化の実施    | 各関係施設のバリアフリー化を進めます。                                                                                 | 観光交流課<br>スポーツ交流課<br>文化交流課<br>協働推進課 |
| 市営住宅におけるバリアフリー化等の実施   | 住宅の建設時や改修時にバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した仕様の導入を進めます。                                                       | 建築課                                |
| やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の推進 | 障がいのある人等歩行が困難な人のために、優先駐車場を確保するとともに、利用証を交付します。                                                       | 障がい福祉課                             |
| ユニバーサルデザインのまちづくりの推進   | 多くの人々が利用する施設を整備する場合のユニバーサルデザイン基準を定めた「山口県福祉のまちづくり条例」の適用にならない施設について、本市独自の基準を定め、誰もが快適に暮らせるまちづくりを推進します。 | 障がい福祉課                             |

| 【施策の方向性②】暮らしやすい生活の場の確保     |                                                                             |        |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 具体的取組                      | 内容                                                                          | 担当課    |
| 市営住宅の抽選時の優遇措置の実施           | 住宅困窮度の高い、障がいのある人や高齢者等に対して優遇枠を設置し、抽選の機会を増やします。                               | 建築課    |
| 【再】【新】グループホームの整備促進と地域移行の推進 | 病院等からの地域移行への対応を図るため、必要量のグループホームの整備を促すとともに、地域移行が推進されるようグループホームに関する情報提供を行います。 | 障がい福祉課 |

### 施策3-4 安心できる生活の支援

#### 現状

▽障害者基本法では、障がいのある人の性別・年齢・障がいの状態及び生活実態に応じた防災及び防犯支援、消費者としての障がい者の利益の擁護及び増進、情報の利用におけるバリアフリー化等の必要な施策を講じなければならないとされています。

▽障害者手帳所持者を対象とした調査によると、現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、「生活費」「将来のこと」「親亡き後」などとなっています。また、災害発生時の避難方法について、配偶者等だれかと一緒に避難することが想定できている人の割合は57.7%と半数を超えていますが、「考えたことがない」「無回答」の人は34%程度でした。避難する場合に困ることについては、「避難所での生活（49.8%）」「移動（36.5%）」「コミュニケーション（13.6%）」「用具（ストマ装具など）（6.0%）」となっています。

#### 課題

▼将来の生活維持や財産管理等の面での支援が求められています。

▼災害発生時における、障がいのある人特有の備えの周知や、情報の伝達方法、避難生活での配慮等に対応する必要があります。

#### 施策の方向性

障がいのある人が、地域で安心して日常生活を送るためには、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がいのある人自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等と連携・協力して、障がいのある人が安心できる生活を支援していきます。

①障がいのある人の権利擁護を推進します。

②緊急時や災害発生時における支援体制づくりを推進します。

| 【施策の方向性①】権利擁護の推進                        |                                                                                                                                        |                 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 具体的取組                                   | 内容                                                                                                                                     | 担当課             |
| 成年後見制度利用支援事業の実施<br><br>[障害福祉サービス実施計画事業] | 成年後見制度の啓発及び制度に関する相談窓口を設置し、制度の普及に努め、知的・精神障がい者等で費用負担が困難な人に対して、市が代わって申立人となり、その手続のための諸経費を支払います。また、本市における法人後見の活動を安定的に実施するために関係法人等との連携に努めます。 | 障がい福祉課          |
| 虐待防止センターの設置<br><br>[障害福祉サービス実施計画事業]     | 障がいのある人への虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報等を行い、虐待を受けた障がいのある人及び養護者に対して、相談と指導等を行います。                                                                 | 障がい福祉課          |
| 選挙における配慮の実施                             | 立候補者の氏名等を点訳したものを投票所に配置するほか、選挙公報の音訳版を希望する視覚障がい者に配布します。また、投票所にコミュニケーションボードやスロープを設置する等バリアフリー化を進め、障がいのある人が投票しやすい環境を整えます。                   | 選挙管理委員会         |
| 消費者被害防止の取組の実施                           | 消費相談の利用や、相談支援事業所との連携により、買い物トラブルや悪徳商法等の被害防止のための情報提供や啓発に努めます。                                                                            | 生活安全課<br>障がい福祉課 |
| 「障がい福祉のご案内」の発行                          | 障がい者福祉に関する各種事業を総合的に編集した「障がい福祉のご案内」を見やすく、情報を網羅したものに改訂するとともに、必要な情報が必要としている人に伝わるよう、周知・配布方法の検討を行います。                                       | 障がい福祉課          |

| 【施策の方向性②】緊急時や災害発生時における支援体制づくりの推進 |                                                                                                                               |                                     |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 具体的取組                            | 内容                                                                                                                            | 担当課                                 |
| 緊急時対応の充実                         | 携帯用無線発信機及び緊急通報用電話機を設置し、急病や災害等の緊急時に対応します。<br>また、行方不明者の早期発見等に資する「山口市ほっと安心ネットワーク」の対象者に、障がいのある人を加えることを検討します。                      | 高齢福祉課<br>障がい福祉課                     |
| 避難所運営の充実                         | 避難所運営マニュアルを見直し、障がいのある人へ配慮した避難所運営を進めます。                                                                                        | 防災危機管理課<br>障がい福祉課                   |
| 福祉避難所の指定                         | 障がいのある人や高齢者等、災害弱者が優先的に避難できる、福祉避難所の指定を引き続き進めます。                                                                                | 防災危機管理課<br>障がい福祉課                   |
| 災害時における支援体制の整備                   | 災害対策基本法により定められた「避難行動要支援者名簿」を主軸とする、関係機関との連携、市民との協働による支援体制の構築を進めます。<br>また、障がいのある人が災害情報を確実かつ迅速に受け取れるよう、障がい特性に応じた情報伝達方法について研究します。 | 防災危機管理課<br>地域福祉課<br>高齢福祉課<br>障がい福祉課 |
| 【新】防災意識啓発の推進                     | 障害福祉サービス事業所に対して、日ごろの備え、災害時の行動等について、研修会を実施します。                                                                                 | 障がい福祉課                              |

### 施策3-5 人材の確保・育成

#### 現状

- ▽各種サービス提供の場では、意思表示が困難な障がいのある人も多く、障がいの症状・特徴もしくは体調などに応じて、専門的な知識や技術に裏づけられた対応が行われています。
- ▽支援を必要とする障がいのある人や高齢者は、今後、増加が見込まれています。

#### 課題

- ▼保健・医療・福祉分野に従事する専門職の確保が必要です。
- ▼様々な障がい者関連団体や事業者等と連携しながら、支援のスキルアップに向けた取組が必要です。
- ▼地域における効果的・効率的な支援を行っていく必要があります。

#### 施策の方向性

障がいのある人が、自分らしく安心して暮らすためには、各種サービスの提供に関わる人材を確保することが重要です。

- ①各種サービスの提供を支える、専門職の確保と支援のスキルアップを図るとともに、ボランティア等多様な主体による支援の仕組みづくりを推進します。

#### 【施策の方向性①】専門職の確保及び支援のスキルアップと多様な主体による支援体制の推進

| 具体的取組             | 内容                                                | 担当課    |
|-------------------|---------------------------------------------------|--------|
| 【再】地域自立支援協議会の活動強化 | 地域自立支援協議会において相談支援専門員のスキルアップ等のための研修会を継続して実施していきます。 | 障がい福祉課 |

|                                                  |                                                                                       |               |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>障がい者基幹相談支援センターの充実</p> <p>[障害福祉サービス実施計画事業]</p> | <p>障がい者基幹相談支援センター職員による相談支援専門員への直接支援に留まることなく、地域の相談支援に携わる職員の資質向上、ネットワークの強化を図っていきます。</p> | <p>障がい福祉課</p> |
| <p>手話奉仕員養成研修事業の実施</p> <p>[障害福祉サービス実施計画事業]</p>    | <p>手話奉仕員の養成研修を行います。</p>                                                               | <p>障がい福祉課</p> |
| <p>朗読奉仕員養成研修事業の実施</p> <p>[障害福祉サービス実施計画事業]</p>    | <p>朗読奉仕員の養成研修を行います。</p>                                                               | <p>障がい福祉課</p> |
| <p>ボランティア団体への支援</p> <p>[障害福祉サービス実施計画事業]</p>      | <p>障がいのある人等に対する、ボランティアの養成や活動の事業費助成を実施します。また、当事者団体とボランティア団体等とのマッチングの支援を検討します。</p>      | <p>障がい福祉課</p> |

## 第5章 計画実現に向けての推進体制

### 1 市の推進体制

本計画を着実に推進するためには、福祉、保健、医療、教育、就労など全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図るため、「山口市障がい福祉施策庁内推進会議」を設置し、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

また、障害者基本法や障害者差別解消法、障害者雇用促進法等を踏まえ、本計画を推進するために、職員対応要領による対応の実践、職員向け研修会等を通じ、障がいのある人の権利擁護に資する体制を整備するとともに、障がいへの理解と人権意識・福祉意識の高い職員の養成に努めます。

### 2 関係機関との連携

障がいのある人に対する取組を推進するためには、市の取組だけでなく、関係団体・機関、事業所、医療機関など幅広い分野における関係機関との連携が必要です。「山口市地域自立支援協議会」等を活用した、一層の連携強化を図ります。

### 3 市民や地域等との協働の推進

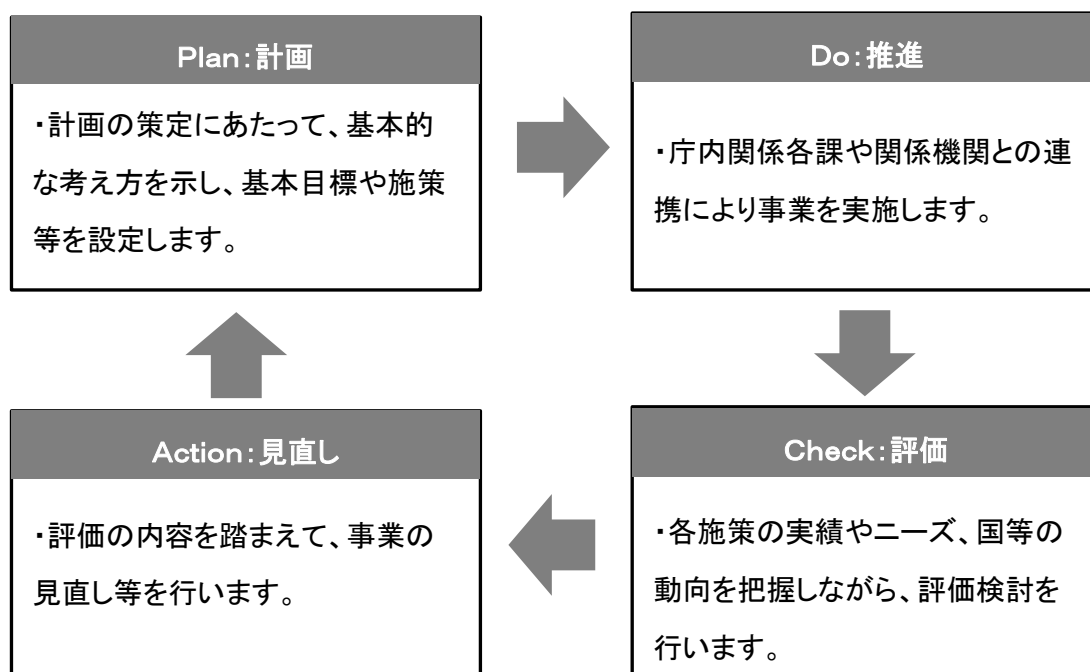
障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる環境づくりを進めていくためには、社会全体での取組が必要不可欠です。障がい者団体やボランティア団体、地域組織など、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

#### 4 計画の普及・啓発

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるといいうゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮等への、市民・社会全体の理解が必要不可欠です。関係機関等とも連携し、講座や市報・市ウェブサイト等を通じて、本市の障がいのある人に対する取組についての考え方や内容についての周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら計画を推進します。

#### 5 計画の評価と進行管理

「PDCA」サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、「山口市障がい福祉施策懇話会」「山口市地域自立支援協議会」などと協議を行いながら、各施策の実施状況などを点検します。



## 用語解説

### 【あ行】

---

#### \*インクルージョン(p34,p37)

「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。

### 【か】

---

#### \*共生型サービス(p32)

介護保険は原則65歳以上(16の特定疾病に該当する人は40歳以上65歳未満でも介護認定を受けられる)の人が、介護申請を行い、要介護(要支援)の認定が下りた場合に介護サービスを利用できる。65歳未満の障がい者が障害福祉サービスを利用する場合は、障害者総合支援法のサービスを利用することになっている。障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、介護保険が優先されるため、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあり、平成27年(2015年)12月に国の社会保障審議会障害者部会から見直すべきとの意見が出されていた。

共生型サービスは、これらの問題点をふまえ、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい者が共に利用できるサービスで、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成30年(2018年)4月施行)により定められた。

#### グループホーム(p28,p29,p30,p39)

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

#### 計画相談支援(p25,p26)

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことをいう。

#### \*工賃(p47,p48)

物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭・手間賃・工料。障がい福祉の分野では、雇用契約に基づき労働の対価として支払われるものを賃金といい、雇用契約に基づかない福祉

的就労の場で行われる作業に対して支払われるものを工賃という。

## 【さ行】

---

### \*就労移行支援(p39,p47)

障害者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援。

### \*就労継続支援(p38,p48)

(A型)通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して作業所への通所など、雇用契約に基づく就労の機会を提供する支援。

(B型)通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用計画に基づく就労が困難である人に対して、雇用契約に基づかない作業所内における就労の機会を提供する支援。

### \*就労定着支援(p48)

一般就労した障がいのある人に対して就職先の企業や自宅への訪問等を行い、職場に定着できるよう、必要な連絡調整や指導・助言を行う支援。

### 障がい者基幹相談支援センター(p25,p26,p48,p61)

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年(2012年)4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。本市では、健康福祉部障がい福祉課内に設置している。

### \*障がい福祉のご案内(p29,p58)

本市の障がい者福祉に関する各種事業を総合的に編集したパンフレット。

### \*身体障害者相談員(p27)

身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者。

具体的には、身体障害者の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、福祉事務所などとのパイプ役になったり、障害者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりする。

### **身体障害者手帳(p12,p13)**

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

### **精神障害者保健福祉手帳(p12,p13)**

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

### **成年後見制度(p58)**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年(1999年)の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

### **相談支援(p25,p26)**

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、平成24年(2012年)4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

### **相談支援専門員(p25,p26,p60)**

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

### **【た行】**

---

### **地域移行(p29,p30)**

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

#### **\*地域自立支援協議会(山口市地域自立支援協議会)**

(p8,p26,p27,p30,p38,p48,p60,p62,p63)

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援の適正な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワークの構築を推進し協議する機関。

#### **\*地域包括ケアシステム(p32)**

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

#### **知的障害者相談員(p27)**

知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、および知的障がい者の更生のための必要な援助を行う民間の協力者。

具体的には、知的障がい者の家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民の理解を高め、知的障がい者に対する福祉行政の改善や拡充に努めたりする。

#### **特別支援学級(p21,p33)**

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

#### **特別支援学校(p21)**

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成18年(2006年)の学校教育法の改正により創設された。

### 特別支援教育(p39)

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成18年(2006年)6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障がい種別にとられない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

### 【な行】

---

### 難病(p15)

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47年(1972年)の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障害者の定義に加えられた(平成25年(2013年)4月1日施行)。

### 【は行】

---

### \*バリアフリー(p54,p55)

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

### \*ピアサポート(p27)

「ピア(peer)」は仲間や同僚という意味があり、ある問題の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うことをいう。

。

### \*ひきこもり(p25,p26,p27)

学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が半年以上続いている状態。

### **福祉総合相談窓口(p25)**

山口総合支所内に各福祉に関する総合的な相談窓口として設置しているもの。窓口の一元化を図り、総合的な福祉サービス等の提供に努めるため、障がい分野のみに関わらず、介護、高齢者等に関するものも含む。

### **\*福祉的就労(p47,p48)**

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がいのある人が、障害福祉サービスとして就労すること。(対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援 等)

### **【や行】**

---

### **\*ユニバーサルデザイン(p55)**

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。

### **療育手帳(p12,p13)**

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

WAM NETより引用

ただし\*印の用語については、厚生労働省資料等から引用